

(6) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン

第1章 趣旨・目的

この首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

第2章 想定・適用基準

第1節 想定する地震・被害

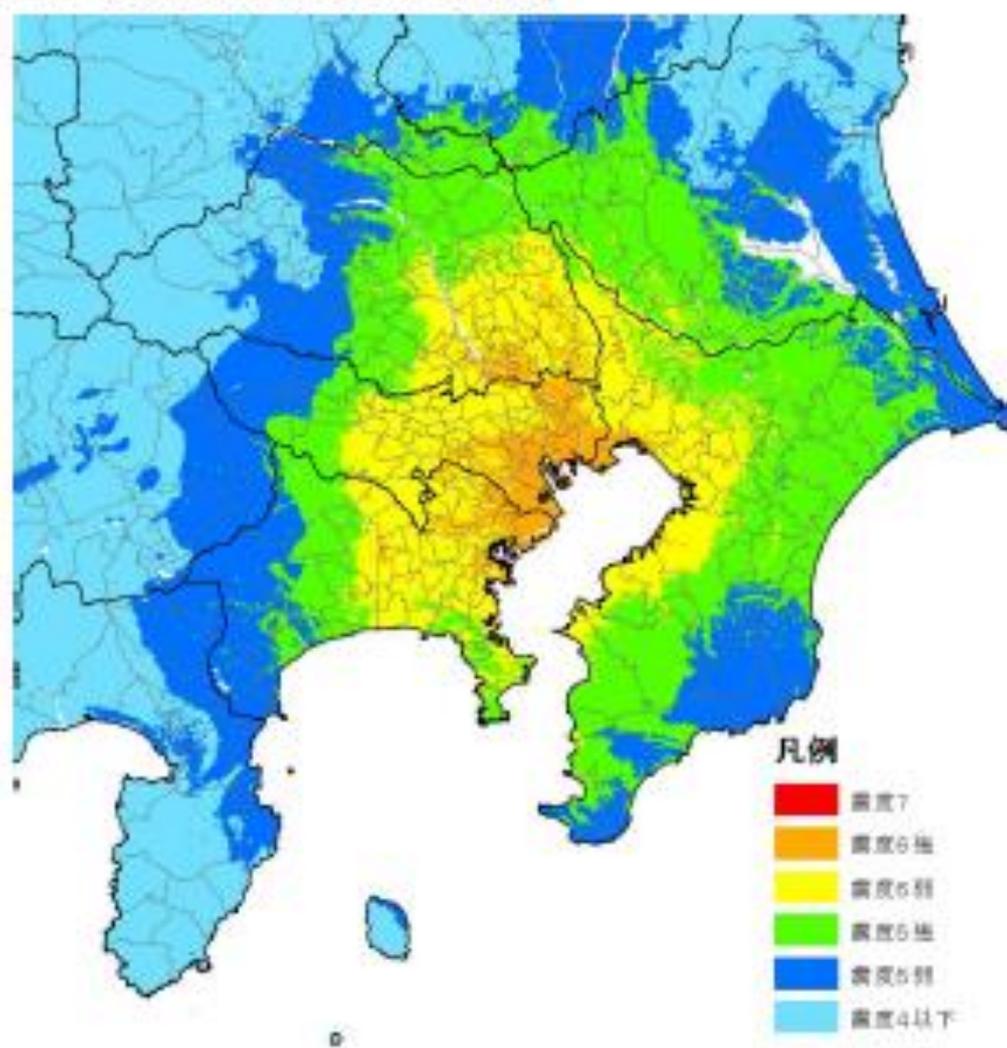
本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。

1 想定する地震（首都直下地震）

(1) 想定ケース：中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震

(2) モーメントマグニチュード：7.3

【図1 震度分布（都心南部直下地震）】



※「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG）別添資料1より

- 2 想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定概要（全6パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8 m/s】を想定。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

(冬夕、風速8m/s)
(棟)

(全壊・焼失棟数)

| | 揺れ | 液状化 | 急傾斜地崩壊 | 火災 | 合計 |
|-------|-----------|----------|---------|-----------|-----------|
| 茨城県 | 約 60 | 約 1,200 | — | 約 50 | 約 1,300 |
| 栃木県 | — | 約 80 | — | 約 10 | 約 80 |
| 群馬県 | — | 約 80 | — | 約 10 | 約 90 |
| 埼玉県 | 約 21,000 | 約 4,900 | 約 20 | 約 71,000 | 約 97,000 |
| 千葉県 | 約 11,000 | 約 5,600 | 約 80 | 約 25,000 | 約 42,000 |
| 東京都 | 約 105,000 | 約 7,000 | 約 300 | 約 221,000 | 約 333,000 |
| うち都区部 | 約 97,000 | 約 6,800 | 約 200 | 約 195,000 | 約 299,000 |
| 神奈川県 | 約 37,000 | 約 2,800 | 約 700 | 約 95,000 | 約 136,000 |
| 山梨県 | — | — | — | — | — |
| 静岡県 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 約 175,000 | 約 22,000 | 約 1,100 | 約 412,000 | 約 610,000 |

—：おずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(死者数)

(人)

| | 建物倒壊等 | | 急傾斜地崩壊 | 火災 | ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物 | 合計 |
|-------|---------|----------------------|--------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| | | (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物) | | | | |
| 茨城県 | — | — | — | — | — | — |
| 栃木県 | — | — | — | — | — | — |
| 群馬県 | — | — | — | — | — | — |
| 埼玉県 | 約 700 | 約 90 | — | 約 1,600 ～約 3,000 | 約 20 | 約 2,400 ～約 3,800 |
| 千葉県 | 約 400 | 約 50 | — | 約 500 ～約 1,000 | 約 20 | 約 900 ～約 1,400 |
| 東京都 | 約 4,000 | 約 400 | 約 20 | 約 4,500 ～約 8,400 | 約 300 | 約 8,900 ～約 13,000 |
| うち都区部 | 約 3,700 | 約 300 | 約 10 | 約 4,000 ～約 7,400 | 約 300 | 約 8,000 ～約 11,000 |
| 神奈川県 | 約 1,300 | 約 100 | 約 40 | 約 2,100 ～約 4,000 | 約 100 | 約 3,600 ～約 5,400 |
| 山梨県 | — | — | — | — | — | — |
| 静岡県 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 約 6,400 | 約 600 | 約 60 | 約 8,900 ～約 16,000 | 約 500 | 約 16,000 ～約 23,000 |

—：おずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第2節 受援都道府県等の定義

- 1 受援都道府県とは、具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。
- 2 被害確認後応援都道府県とは、受援都道府県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）をいう。
- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

第3節 適用基準

- 1 本アクションプランは、東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

第4節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第44条第5項の規定に基づく指示によるものとする。

第3章 発災後の対応

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第4章第1節、第2節及び第3節に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の統合機動部隊（北海道及び沖縄県を除く。）、指揮支援部隊長が属する指揮支援隊及び当該指揮支援隊を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。
- 3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊（上記2において出動を指示した隊を含む。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 4 上記3の対応の際、北海道及び沖縄県は、進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。
- 5 長官は、即時応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、指揮支援隊及び航空小隊にあつては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあつては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。
- 6 上記2及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3及び4の対応を行う。

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊にあっては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあっては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。
- 4 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 5 上記4により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 6 上記4及び5の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 7 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第3節 消防庁と受援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援都道府県及び受援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊長の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。なお、受援都道府県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。

- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援都道府県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県に対して、その旨を通知する。
- 5 受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第4節 その他の対応

- 1 長官は、被害状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第18条に基づき、部隊移動を指示する。
- 2 消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。
- 3 消防庁は、空路又は海路による緊急消防援助隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- 4 消防庁は、上記3により進出手段を確保した場合、該当する緊急消防援助隊、当該緊急消防援助隊が属する応援都道府県及び進出先の受援都道府県に対して、必要な情報を提供する。
- 5 長官は、災害の状況に応じて受援都道府県の消防応援活動調整本部等に消防庁職員を派遣する。この場合、状況に応じて、消防庁ヘリコプター等により輸送する。

第4章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 指揮支援部隊

1 隊の規模

指揮支援隊は、受援都道府県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね30隊¹⁾）。

2 指揮支援隊の配置

指揮支援隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、原則として、表2に示す応援編成計画に基づき、東京都以外の受援都道府県に配置し、航空小隊により輸送する。

東京都に関しては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市消防局を臨時に指定する。

(2) その他の指揮支援隊については、原則として、出動可能なすべての指揮支援隊を、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、陸路で車両により移動する。

ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により輸送する。

【表2 指揮支援隊の応援編成計画】

| 受援都道府県 | 部隊長の所属する消防本部 | 指揮支援隊の所属する消防本部 |
|--------|---------------------------------|---|
| 東京都 | 東京消防庁 (京都市消防局 [※]) | 京都市消防局、札幌市消防局、新潟市消防局、 神戸市消防局、岡山市消防局、福岡市消防局 |
| 埼玉県 | 大阪市消防局 | 大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局 |
| 千葉県 | 仙台市消防局 | 仙台市消防局、広島市消防局、熊本市消防局 |
| 神奈川県 | 名古屋市消防局 | 名古屋市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局 |

※ 東京消防庁が指揮支援部隊長を担当できない場合は、京都市消防局を臨時に指定する。

¹⁾ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（平成28年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（航空小隊及び水上小隊を除く。以下同じ。）は、受援都道府県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね4,100隊[※]）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 都道府県大隊については、原則として、表3に示す応援編成計画に基づき配置する。
- (2) 同一の都道府県において編成された都道府県大隊と統合機動部隊は、同じ受援都道府県へ配置する。

3 隊の編成に関する留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

| 受援都道府県 | 即時応援都道府県大隊 ^{※1} | 被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2} |
|--------|---|-----------------------------|
| 東京都 | 北海道、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 栃木県、山梨県、長野県 |
| 埼玉県 | 岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府 | 群馬県 |
| 千葉県 | 宮城県、広島県 | 茨城県 |
| 神奈川県 | 岐阜県、愛知県、鳥根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 | 静岡県 |

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊、航空小隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（平成28年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第3節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊¹⁾）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 航空小隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。

(2) 指揮支援隊輸送ヘリコプターは、原則として、指揮支援隊と同所属のヘリコプター又は指揮支援隊が存する都道府県内のヘリコプターとする。

なお、これにより難しい場合は、別のヘリコプターを指定する。

(3) 情報収集ヘリコプターは、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できるヘリコプターを優先して指定する。

(4) 消火ヘリコプターは1編成5機を原則とし、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ、表5に基づき指定する。

なお、運航不能又は他の任務を指定する場合は、消火ヘリコプターとして消火タンクを装着可能なヘリコプターから指定する。

(5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。

なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。

(6) 耐空検査等によりヘリコプターが出動できない場合において、ヘリコプターの運用調整等の支援を行うため消防庁と都道府県（消防本部）が調整の上、必要と判断したときは、航空小隊の後方支援隊として車両等により出動する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援隊輸送ヘリコプター

指揮支援隊輸送後は、原則、被災地において情報収集活動を行う。

(2) 救助・救急・輸送ヘリコプター

努めて、救助、救急及び輸送のすべての任務が遂行可能な体制で出動する。

¹ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）の登録隊数（平成28年4月時点）から残留ヘリコプターを除き、稼働率を考慮し算出した隊数

【表4 航空小隊の応援編成計画】

| 受援都道府県 | 即時応援航空小隊※1 | | 被害確認後応援航空小隊※2 |
|--------|-------------------|--|-------------------|
| | 指定応援部隊長 編成航空小隊 | | |
| 東京都 | 京都市※3 | 札幌市、山形県、新潟県、石川県、 福井県、三重県、兵庫県、神戸市、 奈良県、鳥取県、岡山県、岡山市、 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県 | 栃木県 山梨県 |
| 埼玉県 | 大阪市 | 岩手県、秋田県、富山県、和歌山県、 鳥根県、北九州市 | 茨城県 |
| 千葉県 | 仙台市 | 青森県、宮城県、広島県、広島市、 大分県、熊本県、愛媛県 | |
| 神奈川県 | 名古屋市 | 岐阜県、愛知県、徳島県、香川県 | 静岡県 静岡市 浜松市 |

※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県における航空小隊及び当該都道府県内の消防本部における航空小隊をいう。

※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後受援都道府県における航空小隊及び当該都道府県内の消防本部における航空小隊をいう。

※3 東京消防庁が指揮支援部隊長を担当できない場合は、京都市消防局を臨時に指定する。

【表5 消火ヘリコプターの指定】

| 受援都道府県 | 応援航空小隊 |
|--------|-----------------------|
| 東京都 | 栃木県、石川県、三重県、奈良県、鳥取県 |
| 埼玉県 | 岩手県、富山県、和歌山県、鳥根県、北九州市 |
| 千葉県 | 青森県、広島県、広島市、大分県、愛媛県 |
| 神奈川県 | 岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県 |

【表6 残留ヘリコプターの候補】

| ブロック | 応援航空小隊 |
|----------|-----------|
| 北海道 | ①北海道、②札幌市 |
| 東北 | ①福島県、②青森県 |
| 関東 | ①群馬県、②栃木県 |
| 東海・東近畿 | ①滋賀県、②岐阜県 |
| 近畿・中国・四国 | ①山口県、②香川県 |
| 九州 | ①宮崎県、②大分県 |

※ 丸数字は、優先順位を示す。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、受援都道府県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊⁴⁾）。

2 水上小隊の配置

水上小隊の受援都道府県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、船体の構造上「沿海区域」の航行に耐えうる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

⁴ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（平成28年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点

1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場

指揮支援部隊長が、航空小隊により消防応援活動調整本部等に進出する際に使用する離着陸場をいう（別表1）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

2 進出拠点

応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（別表2-1、別表2-2）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県隊の進出ルートを勘案し、あらかじめ指定する。

3 救助活動拠点

応援都道府県が被災地において主に宿営等を行う拠点として、受援都道府県及び受援都道府県内に属する市町村等があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

4 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表3）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

第2節 指揮支援部隊の進出

1 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁。）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

2 その他の指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

統合機動部隊及び都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により別表2-1、2-2に示す進出拠点に進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移動手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

(2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による救助工作車IV型等の輸送の可否を調整し、輸送手段が確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

(3) 遠方の応援都道府県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送が迅速な進出のために必要であると判断した場合は、当該フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡するとともに、消防庁に海路等を報告する。連絡を受けた都道府県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 用語の定義

- 1 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 2 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。
- 3 航空搬送拠点とは、広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU（Staging Care Unit:航空搬送拠点臨時医療施設）が設置可能なものをいう（別表5、6参照）。

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の広域医療搬送を実施することに伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

(7) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン

第1章 趣旨・目的

この南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

第2章 想定・適用基準

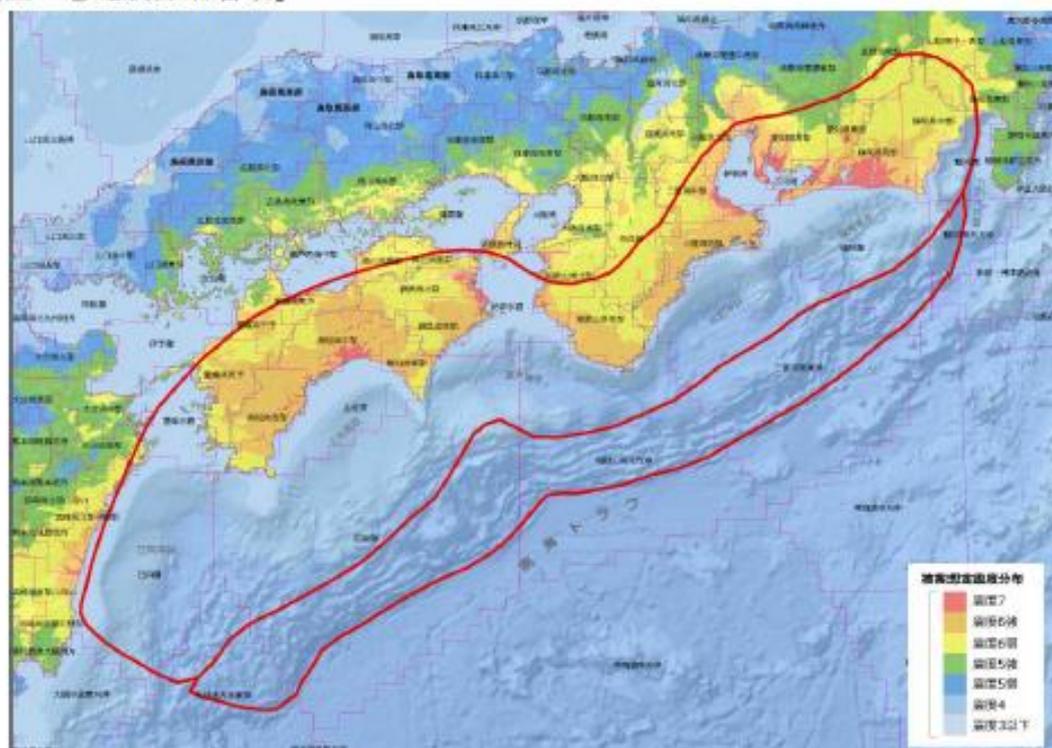
第1節 想定する地震・被害

本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。

1 想定する地震（南海トラフ地震）

- (1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域

【図 想定震源断層域】



- (2) 想定ケース：東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊された場合（3連動地震）
- (3) モーメントマグニチュード：9.1

2 想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定概要（全96パターン）のうち、「東海地方」、「近畿地方」、「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する4ケース（各ケース共に最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速：8m/s、津波への早期避難率：低い場合】）を想定。

【表1 被害想定ケース別死者数、津波高（各地方別陸個ケース：最大）】

| | 東海地方が大きく被災するケース | | 近畿地方が大きく被災するケース | | 四国地方が大きく被災するケース | | 九州地方が大きく被災するケース | |
|------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|
| | 死者数（人） | 津波高（m） | 死者数（人） | 津波高（m） | 死者数（人） | 津波高（m） | 死者数（人） | 津波高（m） |
| 茨城県 | 約10 | 5 | - | 4 | - | 4 | 約10 | 5 |
| 栃木県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 群馬県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 埼玉県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 千葉県 | 約1,600 | 10 | 約300 | 8 | 約70 | 6 | 約200 | 5 |
| 東京都 | 約1,500 | 3（31島嶼） | 約90 | 2（12島嶼） | 約100 | 2（16島嶼） | 約100 | 2（20島嶼） |
| 神奈川県 | 約2,900 | 9 | 約200 | 5 | 約40 | 4 | 約50 | 4 |
| 新潟県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 富山県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 石川県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 福井県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 山梨県 | 約400 | 0 | 約400 | 0 | 約400 | 0 | 約400 | 0 |
| 長野県 | 約50 | 0 | 約50 | 0 | 約50 | 0 | 約50 | 0 |
| 岐阜県 | 約200 | 0 | 約200 | 0 | 約200 | 0 | 約200 | 0 |
| 静岡県 | 約109,000 | 31 | 約17,000 | 12 | 約16,000 | 11 | 約16,000 | 10 |
| 愛知県 | 約23,000 | 22 | 約19,000 | 9 | 約19,000 | 8 | 約18,000 | 8 |
| 三重県 | 約43,000 | 27 | 約25,000 | 15 | 約19,000 | 14 | 約18,000 | 13 |
| 滋賀県 | 約500 | 0 | 約500 | 0 | 約500 | 0 | 約500 | 0 |
| 京都府 | 約800 | 0 | 約800 | 0 | 約800 | 0 | 約800 | 0 |
| 大阪府 | 約4,500 | 4 | 約5,500 | 5 | 約5,000 | 5 | 約4,900 | 5 |
| 兵庫県 | 約2,800 | 6 | 約3,900 | 9 | 約3,700 | 7 | 約3,200 | 7 |
| 奈良県 | 約1,700 | 0 | 約1,700 | 0 | 約1,700 | 0 | 約1,700 | 0 |
| 和歌山県 | 約35,000 | 12 | 約80,000 | 19 | 約37,000 | 13 | 約30,000 | 18 |
| 鳥取県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 島根県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 岡山県 | 約1,200 | 3 | 約1,200 | 4 | 約1,200 | 4 | 約1,200 | 4 |
| 広島県 | 約800 | 4 | 約700 | 4 | 約700 | 4 | 約700 | 4 |
| 山口県 | 約100 | 5 | 約100 | 5 | 約200 | 5 | 約200 | 5 |
| 徳島県 | 約12,000 | 11 | 約31,000 | 24 | 約23,000 | 15 | 約17,000 | 12 |
| 香川県 | 約2,600 | 4 | 約3,200 | 4 | 約3,500 | 5 | 約3,500 | 5 |
| 愛媛県 | 約11,000 | 9 | 約11,000 | 9 | 約11,000 | 11 | 約12,000 | 20 |
| 高知県 | 約25,000 | 17 | 約37,000 | 22 | 約49,000 | 34 | 約41,000 | 34 |
| 福岡県 | 約10 | 4 | - | 4 | - | 4 | - | 4 |
| 佐賀県 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 長崎県 | 約10 | 3 | 約10 | 3 | 約20 | 4 | 約60 | 4 |
| 熊本県 | 約10 | 3 | 約10 | 3 | 約20 | 4 | 約20 | 4 |
| 大分県 | 約9,300 | 11 | 約8,300 | 10 | 約13,000 | 11 | 約16,000 | 14 |
| 宮崎県 | 約34,000 | 15 | 約29,000 | 14 | 約21,000 | 17 | 約42,000 | 15 |
| 鹿児島県 | 約300 | 8 | 約400 | 8 | 約500 | 10 | 約1,200 | 11 |
| 沖縄県 | 約10 | 4 | - | 4 | 約10 | 4 | 約10 | 4 |
| 合 計 | 約 323,000 | | 約 275,000 | | 約 226,000 | | 約 229,000 | |

－：わずか

※ 当該被害想定は死者数は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 津波高は満潮位、地盤変動を考慮

第2節 重点受援県等の定義

- 重点受援県とは、具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。
なお、被害状況等に応じて、重点受援県以外の都道府県への応援を実施する可能性を考慮し、柔軟かつ適切な運用を行うものとする。
- 被害確認後応援都道府県とは、重点受援県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県）をいう。
- 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県をいう。

第3節 適用基準

1 当該被害想定を踏まえ、本アクションプランは、以下の(1)、(2)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用する。

(1) 発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当すること。

【表2 震央地名一覧】

| 想定震源断層域と重なる震央地名 | | | | |
|-----------------|----------|----------|---------|--------|
| 山梨県中・西部 | 長野県南部 | 静岡県東部 | 静岡県中部 | 静岡県西部 |
| 駿河湾 | 駿河湾南方沖 | 新島・神津島近海 | 愛知県東部 | 愛知県西部 |
| 遠州灘 | 三河湾 | 岐阜県美濃東部 | 三重県北部 | 三重県中部 |
| 三重県南部 | 伊勢湾 | 三重県南東沖 | | |
| 和歌山県北部 | 和歌山県南部 | 和歌山県南方沖 | 紀伊水道 | 奈良県 |
| 淡路島付近 | 播磨灘 | | | |
| 徳島県北部 | 徳島県南部 | 香川県東部 | 香川県西部 | 瀬戸内海中部 |
| 愛媛県東予 | 愛媛県中予 | 愛媛県南予 | 伊予灘 | 豊後水道 |
| 高知県東部 | 高知県中部 | 高知県西部 | 土佐湾 | 四国沖 |
| 大分県南部 | 宮崎県北部平野部 | 日向灘 | 九州地方南東沖 | |

(2) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合。

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

第4節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示によるものとする。

第3章 発災後の対応

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第4章第2節に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の統合機動部隊（北海道を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。
- 3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊（上記2において出動を指示した隊を含む。）、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 4 上記3の対応の際、北海道は進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。
- 5 長官は、即時応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、指揮支援隊及び航空小隊にあっては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあっては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。
- 6 上記2及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3及び4の対応を行う。

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能なすべての隊の報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、第4章に示す運用方針を考慮し、出動可能なすべての隊の出動準備を行う。その後、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空

小隊以外の隊について、速やかに出動可能なすべての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。

- 3 上記2の対応の際、沖縄県は進出のためのフェリーを確保し、海路等を消防庁に対して報告する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。
- 4 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能な隊の報告を踏まえ、第4章に示す運用方針に基づき、出動可能なすべての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。この場合において、統合機動部隊、指揮支援隊及び航空小隊にあっては、他の隊に優先して出動を指示し、水上小隊にあっては、災害の状況に応じて必要と認める場合に指示する。
- 5 上記4の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空小隊を有する都道府県知事は、航空小隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 6 上記5により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記5及び6の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 8 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2及び3の対応を行う。

第3節 消防庁と重点受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第3節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、重点受援県及び重点受援県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊長の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、第5章第1節3に定める進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。なお、重点受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、重点受援県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、重点受援県に対して、その旨を通知する。
- 5 重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第3節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第4節 その他の対応

- 1 長官は、被害状況等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第18条に基づき、部隊移動を指示する。
- 2 消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援

都道府県の後方支援本部に連絡する。

- 3 消防庁は、空路又は海路による緊急消防援助隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- 4 消防庁は、上記3により進出手段を確保した場合、該当する緊急消防援助隊、当該緊急消防援助隊が属する応援都道府県及び進出先の重点受援県に対して、必要な情報を提供する。
- 5 長官は、災害の状況に応じて重点受援県の消防応援活動調整本部等に消防庁職員を派遣する。この場合、状況に応じて、消防庁ヘリコプター等により輸送する。

第4章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 指揮支援部隊

1 隊の規模

指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊¹⁾）。

2 指揮支援隊の配置

指揮支援隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、原則として、表3に示す指揮支援隊の応援編成計画に基づき、すべての重点受援県に配置し、航空小隊により輸送する。
- (2) 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊については、応援都道府県からの出動可能隊の報告及び表3の優先順位に基づき選定する。その後、被害が大きいと見込まれる重点受援県及び到着までに要する時間等を考慮し、すべての指揮支援部隊長が各重点受援県の消防応援活動調整本部に最も早く到着するように配置する。
- (3) その他の指揮支援隊については、原則として、陸路で車両により移動する。ただし札幌市消防局については、航空小隊により輸送する。
- (4) その他の指揮支援隊については、すべての重点受援県へ指揮支援部隊長が属する指揮支援隊を配置した後、応援都道府県からの出動可能隊の報告及び到着までに要する時間等を考慮し、被害が大きいと見込まれる重点受援県から順に配置する。

【表3 指揮支援隊の応援編成計画】

| 地方 | 重点受援県 | 指揮支援隊の所属する消防本部 |
|----|-------|--|
| 東海 | 静岡県 | ①東京消防庁 ②横浜市消防局 ③千葉市消防局 ④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局 ⑥札幌市消防局 |
| | 愛知県 | |
| | 三重県 | |
| 近畿 | 和歌山県 | ①大阪市消防局 ②新潟市消防局 |
| 四国 | 徳島県 | ①広島市消防局 ②京都市消防局 ③岡山市消防局 ④神戸市消防局 ⑤堺市消防局 ⑥川崎市消防局 ⑦さいたま市消防局 |
| | 香川県 | |
| | 愛媛県 | |
| | 高知県 | |
| 九州 | 大分県 | ①福岡市消防局 ②北九州市消防局 ③熊本市消防局 |
| | 宮崎県 | |

※ 下線は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する消防本部を示す。

※ 丸数字は、優先順位を示す。

¹ 重点受援県を除く緊急消防援助隊(指揮支援隊に限る。)の登録隊数(平成28年4月時点)の合計を基に算出した隊数。

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（航空小隊及び水上小隊を除く。以下同じ。）は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね4,300隊²⁾）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

(1) 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方で観測又は予測された津波高さ等を踏まえ、表4-1から表4-4に示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択する。

(2) 応援都道府県からの出動可能隊の報告により、重点受援県への都道府県大隊の配置に著しい偏りがある場合は、(1)により選択した応援編成計画を基に、必要に応じて、出動先の重点受援県を変更する。

(3) 同一の都道府県において編成された都道府県大隊と統合機動部隊は、同じ重点受援県へ配置する。

3 隊の編成に係る留意事項

(1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。

(2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援都道府県大隊 ^{※1} | 被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2} |
|----|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 東海 | 静岡県 | 青森県、岩手県、山形県、埼玉県 | 茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 |
| | 愛知県 | 秋田県、福島県、栃木県 | 山梨県 |
| | 三重県 | 宮城県、群馬県、新潟県 | 長野県、岐阜県 |
| 近畿 | 和歌山県 | 富山県 | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 石川県 | 岡山県 |
| | 香川県 | 福井県 | |
| | 愛媛県 | 鳥取県 | 広島県 |
| | 高知県 | 島根県 | 兵庫県 |
| 九州 | 大分県 | 佐賀県 | 山口県 |
| | 宮崎県 | 長崎県 | 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| | | 北海道 ^{※3} | |

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

² 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊、航空小隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（平成28年4月時点）の合計を基に算出した隊数。

【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援都道府県大隊 ^{※1} | 被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2} |
|----|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 東海 | 静岡県 | 青森県、秋田県 | 山梨県 |
| | 愛知県 | 岩手県 | 千葉県 |
| | 三重県 | 宮城県、山形県、福島県 | 茨城県 |
| 近畿 | 和歌山県 | 栃木県、埼玉県、富山県 | 東京都、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 群馬県、石川県 | 神奈川県、兵庫県 |
| | 香川県 | 福井県 | |
| | 愛媛県 | 島根県 | 岐阜県 |
| | 高知県 | 新潟県、鳥取県 | 京都府、岡山県、広島県 |
| 九州 | 大分県 | 佐賀県 | 山口県 |
| | 宮崎県 | 長崎県 | 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| | | 北海道 ^{※3} | |

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援都道府県大隊 ^{※1} | 被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2} |
|----|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 東海 | 静岡県 | 青森県 | 茨城県 |
| | 愛知県 | 岩手県、秋田県 | 長野県 |
| | 三重県 | 宮城県、山形県 | 山梨県、岐阜県 |
| 近畿 | 和歌山県 | 福島県、富山県 | 千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 群馬県、島根県 | 神奈川県、兵庫県 |
| | 香川県 | 福井県 | |
| | 愛媛県 | 石川県 | 広島県 |
| | 高知県 | 栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県 | 東京都、京都府、岡山県 |
| 九州 | 大分県 | 佐賀県 | 山口県、福岡県 |
| | 宮崎県 | 長崎県 | 熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| | | 北海道 ^{※3} | |

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援都道府県大隊 ^{※1} | 被害確認後応援都道府県大隊 ^{※2} |
|----|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 東海 | 静岡県 | 青森県 | 茨城県 |
| | 愛知県 | 岩手県、秋田県 | 長野県 |
| | 三重県 | 宮城県、山形県 | 山梨県、岐阜県 |
| 近畿 | 和歌山県 | 福島県 | 千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 群馬県 | 神奈川県、京都府 |
| | 香川県 | 福井県 | |
| | 愛媛県 | 石川県 | 兵庫県 |
| | 高知県 | 栃木県、埼玉県、新潟県、富山県 | 東京都、岡山県 |
| 九州 | 大分県 | 鳥取県、佐賀県 | 広島県 |
| | 宮崎県 | 鳥根県、長崎県、 | 山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、 沖縄県 |
| | | 北海道 ^{※3} | |

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

第3節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、重点受援県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能なすべての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊³⁾）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方で観測又は予測された津波高さ等を踏まえ、原則として、表5-1から表5-4に示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、配置する。
- (2) 指揮支援隊輸送ヘリコプターは、原則として、指揮支援隊と同所属のヘリコプター又は指揮支援隊が存する都道府県内のヘリコプターとする。
なお、これにより難しい場合は、別のヘリコプターを指定する。
- (3) 情報収集ヘリコプターは、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できるヘリコプターを優先して指定する。
- (4) 消火ヘリコプターは、消火タンク又は消火バケットを装備できるヘリコプターを優先して指定する。
なお、災害規模に応じて、各航空隊が消火タンク又は消火バケットを選定する。
- (5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。
なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。
- (6) 耐空検査等によりヘリコプターが出動できない場合において、ヘリコプター

³⁾ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）登録隊数（平成28年4月時点）から残留ヘリコプターを除き、稼働率を考慮し算出した隊数。

の運用調整等の支援を行うため消防庁と都道府県（消防本部）が調整の上、必要と判断したときは、航空小隊の後方支援隊として車両等により出動する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援隊輸送ヘリコプター

指揮支援隊輸送後は、原則として、被災地において情報収集活動を行う。

(2) 救助・救急・輸送ヘリコプター

努めて、救助、救急及び輸送のすべての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表5-1 航空小隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援航空小隊 ^{※2} | 被害確認後応援航空小隊 ^{※1} |
|----|-------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 東海 | 静岡県 | 札幌市、青森県、岩手県、宮城県、 仙台市、山形県、栃木県、 | 茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県、岐阜県 |
| | 愛知県 | | |
| | 三重県 | | |
| 近畿 | 和歌山県 | 新潟県、福島県 | 滋賀県、大阪市、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 埼玉県、石川県、福井県 | 川崎市、京都市、兵庫県、神戸市、 岡山県、岡山市、広島県、広島市 |
| | 香川県 | | |
| | 愛媛県 | | |
| | 高知県 | | |
| 九州 | 大分県 | 島根県 | 山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県 |
| | 宮崎県 | | |

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-2 航空小隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援航空小隊 ^{※2} | 被害確認後応援航空小隊 ^{※1} |
|----|-------|-----------------------------|---|
| 東海 | 静岡県 | 札幌市、仙台市 | 茨城県、千葉市、東京消防庁、 横浜市、山梨県、岐阜県 |
| | 愛知県 | | |
| | 三重県 | | |
| 近畿 | 和歌山県 | 青森県、岩手県、宮城県、山形県、 福島県、新潟県 | 大阪市、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 栃木県、埼玉県、石川県、福井県 | 川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市 |
| | 香川県 | | |
| | 愛媛県 | | |
| | 高知県 | | |
| 九州 | 大分県 | 島根県 | 山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県 |
| | 宮崎県 | | |

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-3 航空小隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援航空小隊 ^{※2} | 被害確認後応援航空小隊 ^{※1} |
|----|-------|-------------------------------------|---|
| 東海 | 静岡県 | 札幌市、仙台市 | 茨城県、千葉市、東京消防庁、横浜市、山梨県 |
| | 愛知県 | | |
| | 三重県 | | |
| 近畿 | 和歌山県 | 青森県、新潟県 | 岐阜県、大阪市、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 岩手県、宮城県、山形県、福島県、 栃木県、埼玉県、石川県、福井県 | 川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市 |
| | 香川県 | | |
| | 愛媛県 | | |
| | 高知県 | | |
| 九州 | 大分県 | 島根県 | 山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県 |
| | 宮崎県 | | |

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表5-4 航空小隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

| 地方 | 重点受援県 | 即時応援航空小隊 ^{※2} | 被害確認後応援航空小隊 ^{※1} |
|----|-------|-------------------------|---|
| 東海 | 静岡県 | 札幌市、仙台市 | 茨城県、千葉市、東京消防庁、横浜市、山梨県 |
| | 愛知県 | | |
| | 三重県 | | |
| 近畿 | 和歌山県 | 青森県、新潟県 | 岐阜県、大阪市、奈良県 |
| 四国 | 徳島県 | 岩手県、宮城県、山形県、埼玉県 | 川崎市、滋賀県、京都市、兵庫県、 神戸市、岡山県、岡山市、広島県、 広島市 |
| | 香川県 | | |
| | 愛媛県 | | |
| | 高知県 | | |
| 九州 | 大分県 | 福島県、栃木県、石川県、 福井県、島根県 | 山口県、福岡市、北九州市、 熊本県、鹿児島県 |
| | 宮崎県 | | |

※1 被害確認後応援航空小隊とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

【表6 残留ヘリコプターの候補】

| ブロック | 応援都道府県（団体） |
|----------|------------|
| 北海道 | ①北海道、②札幌市 |
| 東北 | ①秋田県、②岩手県 |
| 関東 | ①群馬県、②栃木県 |
| 東京（島嶼地域） | ①東京消防庁 |
| 東海・東近畿 | ①富山県、②石川県 |
| 近畿・中国・四国 | ①鳥取県、②島根県 |
| 九州 | ①長崎県、②鹿児島県 |

※丸数字は、優先順位を示す。

第4節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、重点受援県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊⁴）。

2 水上小隊の配置

水上小隊の重点受援県への配置は、以下の方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海水面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、船体の構造上「沿海区域」の航行に耐えうる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

⁴ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（平成28年4月1日時点）の合計を基に算出した隊数。

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点

- 1 重点受援県のヘリコプター離着陸場
指揮支援部隊長が、航空小隊により消防応援活動調整本部に進出する際に使用する離着陸場をいう（別表1）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。
- 2 広域進出拠点
応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標を「広域進出拠点」という（別表2-1、別表2-2）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1箇所ずつ予め指定する。
- 3 進出拠点
応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、広域進出拠点から指定された重点受援県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（別表3）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。
- 4 救助活動拠点
応援都道府県が被災地において主に宿営等を行う拠点として、重点受援県及び重点受援県内に属する市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。
- 5 航空機用救助活動拠点
ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表4）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

第2節 指揮支援部隊の進出

- 1 指揮支援部隊長が属する指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す重点受援県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、重点受援県に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。
- 2 その他の指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された重点受援県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局は航空小隊により進出する。
なお、消防本部等の指定がない場合は、重点受援県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

第3節 都道府県大隊の進出

- 1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出
統合機動部隊及び都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルート（別添）を用いて、陸路により別表2-1、2-2の広域進出拠点へ出動し、その後、指定された重点受援県の進出拠点へ進出する。この場合において、広域進出拠点へ到着するまでの間に別表3の進出拠点を指定された場合は、広域進出拠点へ立ち寄ることなく、直接、当該進出拠点へ進出する。
- 2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出
北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間フェリーによる隊員、

車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該道県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

- (1) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。
- (2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び救助工作車IV型等の輸送の可否、後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

4 孤立地域等が発生した場合の進出

- (1) 重点受援県は、具体計画において示されている孤立が想定されている地域（表7参照）において孤立地域等が発生した場合には、隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された海路又は空路で進出する。なお、その他の地域において孤立地域等が発生した場合も同様に対応する。

【表7 具体計画において示されている孤立が想定されている地域】

| 津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村 | | 陸路以外のアクセス場所（例） | 周辺の航空機用救助活動拠点（例） |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|-------------------|
| 高知県 | 土佐清水市 | 海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園 | 宿毛市総合運動公園 |
| 高知県 | 安田町、馬路村 | 海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート | 室戸広域公園 |
| 高知県 | 奈半利町、田野町、北川村 | 海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地 | 室戸広域公園 |
| 高知県 | 室戸市 | 海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園 | 室戸広域公園 |
| 高知県 | 東洋町 | 海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート | 野外交流の郷まぜのおか |
| 和歌山県 | 太地町 | 空路：太地町町民グラウンド | 新宮市民運動競技場 |
| 徳島県 | 海陽町 | 空路：野外交流の郷まぜのおか | 野外交流の郷まぜのおか |
| 愛媛県 | 愛南町 | 空路：第3号南予レクリエーション都市公園 | 第3号南予レクリエーション都市公園 |

- (2) 消防庁は、四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合には、別表5に示した民間フェリー又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、消防庁から指定された海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 用語の定義

- 1 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 2 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。
- 3 航空搬送拠点とは、広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU（Staging Care Unit:航空搬送拠点臨時医療施設）が設置可能なものをいう。（別表6、7参照）

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の広域医療搬送を実施することに伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

4 ボランティア活動マニュアル

(1) 赤十字防災ボランティア活動推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、赤十字防災ボランティア活動の推進に関する必要な事項を定め、安全で有効な活動を期することを目的とする。

(防災ボランティアの定義)

第2 本要綱において「防災ボランティア」とは、災害時に日本赤十字社の調整の下に被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人及び団体をいう。防災ボランティアには、次の3種類がある。

① 赤十字奉仕団員

② 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体

③ 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

(防災ボランティアの活動内容)

第3 防災ボランティアは、赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行う。

(関係機関との連絡体制の確保)

第4 防災ボランティア活動を有効的に推進するためには、活動場所、活動内容、受入等について詳細な情報を必要とするので、本社及び支部は常に関係機関との緊密な連絡体制の維持に努める。

(赤十字奉仕団員等への勧奨)

第5 本社及び支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、防災ボランティア活動への組織的な活動を促し、防災ボランティア活動の中心的な役割を担えるような体制を整える。

(赤十字奉仕団員以外の個人又は団体に対する訓練・研修)

第6 上記第2の②に規定されている個人又は団体に属する訓練・研修について、本社及び支部は適宜研修会等を開催し、又は講師を派遣する等、できる限りの便宜を図る。

(防災ボランティアの登録)

第7 防災ボランティアについては、本社及び支部において、別に定めるところにより予め登録する。この場合、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮しておくこととする。

(災害発生時の防災ボランティア受入れ)

第8 上記第2の③に規定されているような、災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出る者については、活動に先立って、登録の上、その業務内容等に関する研修、訓練等を行うこととし、特に安全性については十分に配慮する。

(防災ボランティア・リーダーの養成)

第9 本社は、災害時に防災ボランティアの活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。対象者は、別途定める資格要件に基づき、本社及び各支部が選定する。各支部は、地域の特性等について十分考慮のうえ、必要な人数のリーダーを確保する。

(防災ボランティア地区リーダーの養成)

第10 各支部はリーダーを補佐する地区リーダーを養成し、各都道府県支部の各地区・分区に最低1名を確保するよう努める。

(装備)

第11 防災ボランティアが活動の際着用する服装、装備や資機材等については、本社及び支部において予め整備する。

(2) ボランティア活動推進のための五者懇談会設置運営要領

(目的)

第1 ボランティア活動は、社会の一員として何かのために役立ちたいという善意と自発性に基づいた活動で、福祉、文化、教育など幅広い分野に及ぶ。

本県のボランティア活動を推進するためには、行政と民間がお互いに連携しながら、いわゆる「公私協働」というかたちで進めていく必要がある。

この「公私協働」の連携をより一層深めるため、「ボランティア活動推進のための五者懇談会」(以下、「五者懇」という。)を設置するものとする。

(構成)

第2 五者懇は、次に掲げる機関を持って構成する。

- (1) 県(福祉保健総務課、県民生活・男女参画課)
- (2) 県教育委員会(義務教育課、社会教育課)
- (3) 県社会福祉協議会
- (4) 県ボランティア協会
- (5) (社) 青少年育成山梨県民会議

(開催)

第3 五者懇は、年2回の定例会(5月・2月)を開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時の会議を開催することができるものとする。

(協議)

第4 五者懇は、次のことについて協議等を行う。

- (1) 構成機関が行うそれぞれの事業について
- (2) 構成機関が連携を必要とする事業について
- (3) 構成機関から提案されるテーマについて
- (4) その他のボランティア活動を推進するために必要な事項について

(運営)

第5 五者懇の運営は、この構成機関の持ち回りによって行い、それぞれ座長を務めるものとする。

(その他)

第6 その他必要な事項が生じた場合には、構成機関が協議して決めるものとする。

この要領は、平成5年2月2日から施行する。

(3) 防災ボランティア活動の推進・役割分担

1 県

- (1) 災害発生時のボランティア関係機関団体連絡会議の招集
- (2) ボランティアに対する被災地のニーズ把握と情報提供
- (3) 防災ボランティア・コーディネーターの養成と登録

2 山梨県社会福祉協議会

- (1) 山梨県災害救援ボランティア本部の運営体制強化
- (2) 市町村社協職員、ボランティアを対象とした災害ボランティアセンター設置・運営研修会の実施
- (3) 全国社会福祉協議会及び関東甲信越静岡ブロック都県社協との連携強化
- (4) 市町村社会福祉協議会災害時相互支援体制の強化

3 山梨県共同募金会

- (1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

- (1) 防災ボランティアの登録・研修
- (2) 災害発生時の防災ボランティア（主に救護活動を行う）の受け入れ
- (3) 防災ボランティア・リーダー及び地区リーダーの養成
- (4) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

- (1) 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催
- (2) 障害者の連絡網の整備（各団体役員、障害者相談所の活用）
- (3) 災害発生時の障害者情報の伝達（ノーマネットの活用）

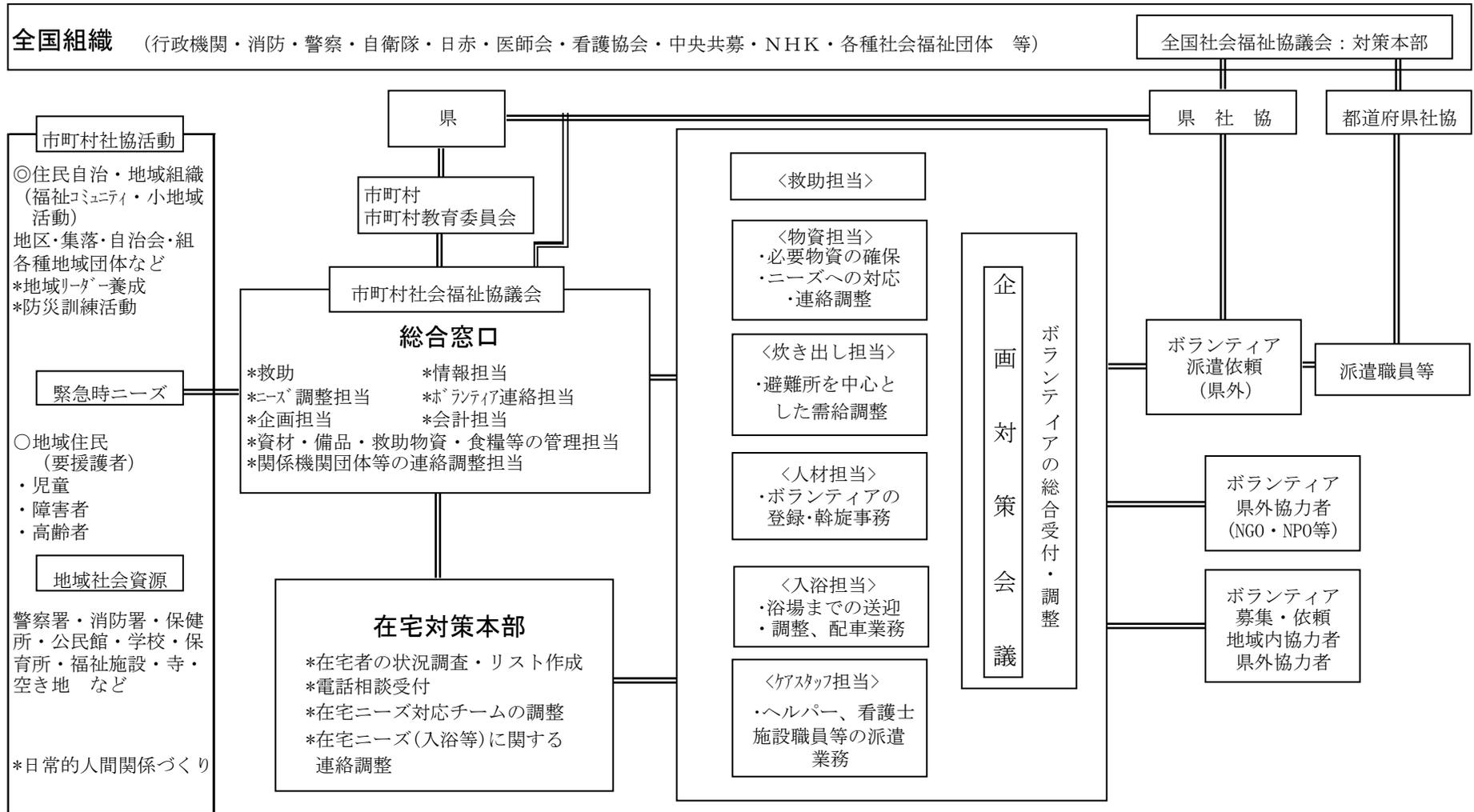
6 山梨県ボランティア協会

- (1) 市民の防災意識の啓発（備えなど）
- (2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり
- (3) 災害・防災ボランティア・NPOの研修、訓練
- (4) 防災を目的とするアマチュア無線のネットワークづくり、交流、研修、訓練

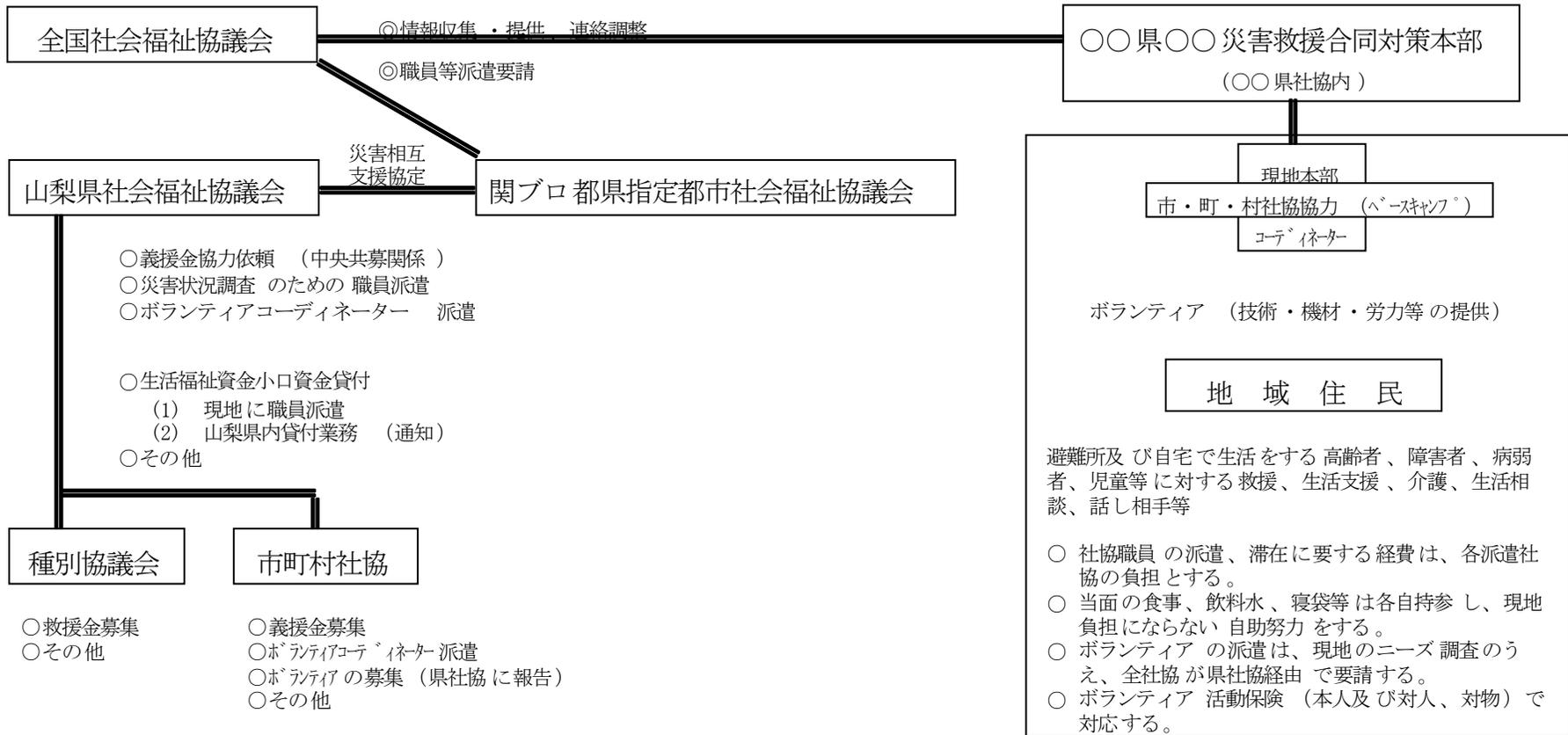
<災害時には>

- (5) 防災を目的とするアマチュア無線との連携による情報収集、発信
- (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）
- (7) ボランティア・NPOのコーディネートと支援
- (8) 山梨災害ボランティア連絡会議との連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携

本県で災害が発生した場合の県・市町村社協活動を基盤とした在宅福祉支援システム



他県で災害が発生した場合の県・市町村社協活動を基盤とした在宅福祉支援システム



5 医療救援関係資料

(1) 病院一覧表

令和2年11月1日現在

| 番号 | 保健所 | 施設名 | 〒 | 所在地 | 電話 | FAX | 使用許可病床 | | | | | | 開設者 | 診療科目 | 開設年月日 | |
|----|-----|------------------------------|----------|------------------|--------------|--------------|--------|-----|----|----|-----|-----|------------------|---|--|-----------|
| | | | | | | | 精神 | 感染症 | 結核 | 療養 | 一般 | 合計 | | | | |
| 1 | 中 | 独立行政法人国立病院機構 甲府病院 | 400-0006 | 甲府市天神町11-35 | 055-253-6131 | 055-251-5597 | | | 6 | | 270 | 276 | 独立行政法人国立病院機構 | 内、精、呼、消、循、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、麻、神内、消外 | S20.12.1 | |
| 2 | 北 | 国立大学法人 山梨大学医学部附属病院 | 409-3821 | 中央市下河東1110 | 055-273-1111 | 055-273-7108 | 40 | | | | 578 | 618 | 国立大学法人山梨大学 | 内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・腫、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放治、放診、歯口、病診、救、リハ、リハ | S58.4.1 | |
| 3 | | 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 | 400-0027 | 甲府市富士見1-1-1 | 055-253-7111 | 055-253-8011 | 4 | 2 | 16 | | 622 | 644 | 地方独立行政法人山梨県立病院機構 | 内(呼、消、循、腎、血、内泌)、リ、精、神内、小、新、外、呼外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口 | S45.10.15 | |
| 4 | | 市立甲府病院 | 400-0832 | 甲府市増坪町366 | 055-244-1111 | 055-220-2650 | | | | 6 | | 402 | 408 | 甲府市 | 内、呼内、消内、循内、腎内、内泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内泌外、呼外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯口、緩ケ内、救 | H11.5.3 |
| 5 | | 独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院 | 400-0025 | 甲府市朝日3-11-16 | 055-252-8831 | 055-253-4735 | | | | | 168 | 168 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 内、脳内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内泌代、消外、乳外、病診、リ | H25.5.1 | |
| 6 | | 医療法人山角会 山角病院 | 400-0007 | 甲府市美咲1-6-10 | 055-252-2219 | 055-251-3486 | 222 | | | | | 222 | 医療法人山角会 | 精、神内 | T11.11.20 | |
| 7 | | 医療法人武川会 武川病院 | 409-3852 | 昭和町飯喰1277 | 055-275-7311 | 055-275-4562 | | | | | 45 | 45 | 医療法人武川会 | 内、消、外、整、肛、放、麻、呼外、心血、循、婦 | H1.6.1 | |
| 8 | | 医療法人小宮山会 貢川整形外科病院 | 400-0066 | 甲府市新田町10-26 | 055-228-6381 | 055-228-6550 | | | | | 53 | 53 | 医療法人小宮山会 | 整、リハ、麻 | S55.8.1 | |
| 9 | | 医療法人八香会 湯村温泉病院 | 400-0073 | 甲府市湯村3-3-4 | 055-251-6111 | 055-251-6161 | | | | | 39 | 151 | 医療法人八香会 | 内、呼内、外、整、脳、ア、リハ、放、消内、歯 | S56.7.4 | |
| 10 | | 医療法人慈光会 甲府城南病院 | 400-0831 | 甲府市上町753-1 | 055-241-5811 | 055-241-8660 | | | | | 224 | 74 | 298 | 医療法人慈光会 | 内、呼内、消内、循内、脳、呼外、心血、リハ、放 | S55.9.30 |
| 11 | | 医療法人甲療会 赤坂台病院 | 400-0111 | 甲斐市竜王新町2150 | 055-279-0111 | 055-279-3912 | | | | | 52 | 48 | 100 | 医療法人甲療会 | 内、神内、消内、循内、リハ、麻、耳、整 | S58.4.5 |
| 12 | | 医療法人仁和会 竜王リハビリテーション病院 | 400-0114 | 甲斐市万才287 | 055-276-1155 | 055-279-3751 | | | | | 118 | | 118 | 医療法人仁和会 | 内、消内、循内、リハ、神内 | S58.11.19 |
| 13 | | 医療法人慶友会 城東病院 | 400-0861 | 甲府市城東4-13-15 | 055-233-6411 | 055-233-6409 | | | | | 120 | | 120 | 医療法人慶友会 | 内、循、リハ | S58.11.16 |
| 14 | | 医療法人社団篠原会 甲府脳神経外科病院 | 400-0805 | 甲府市酒折1-16-18 | 055-235-0995 | 055-226-9521 | | | | | 70 | | 70 | 医療法人篠原会 | 脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整 | S59.1.23 |
| 15 | | 甲府共立病院 | 400-0034 | 甲府市宝1-9-1 | 055-226-3131 | 055-226-9715 | | | | | 283 | | 283 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 内、脳内、呼内、消内、循内、糖内、腎内、透内、小、外、整、呼外、消外、乳外、心血、小外、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨検 | S36.2.1 |
| 16 | | 公益財団法人住吉備成会 住吉病院 | 400-0851 | 甲府市住吉4-10-32 | 055-235-1521 | 055-235-1507 | 258 | | | | | | 258 | 公益財団法人住吉備成会 | 精、神 | S30.11.16 |
| 17 | | 公益財団法人リヴィーズ HANAZONOホスピタル | 400-0001 | 甲府市和田町2968 | 055-253-2228 | 055-253-8257 | 234 | | | | | | 234 | 公益財団法人リヴィーズ | 精、神 | S30.8.11 |
| 18 | | 医療法人社団慈成会 三枝病院 | 400-0111 | 甲斐市竜王新町1440 | 055-279-0222 | 055-279-3042 | | | | | 116 | | 116 | 医療法人社団慈成会 | 内、呼、胃、循、小、放 | S56.12.15 |
| 19 | | 医療法人恵信会 恵信甲府病院 | 400-0814 | 甲府市上阿原町338-1 | 055-223-7333 | 055-223-7337 | | | | | 150 | | 150 | 医療法人恵信会 | 内、外、リハ | H11.10.4 |
| 20 | | 恵信梨北リハビリテーション病院 | 407-0106 | 甲斐市岩森1111 | 0551-28-8820 | 0551-28-8830 | | | | | 92 | | 92 | 医療法人恵信華崎会 | 内、外、リハ | H20.2.1 |
| 21 | 峡 | 山梨県立 あけぼの医療福祉センター | 407-0046 | 韮崎市旭町上條南割3251-1 | 0551-22-6111 | 0551-22-7890 | | | | | 98 | | 98 | 山梨県 | 小、整、泌、歯、リハ、皮 | S49.12.11 |
| 22 | 北 | 山梨県立北病院 | 407-0046 | 韮崎市旭町上條南割3314-13 | 0551-22-1621 | 0551-23-0672 | 188 | | | | | | 188 | 地方独立行政法人山梨県立病院機構 | 精 | S41.9.30 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------|----------|-------------------|---------------|--------------|--------------|---|-----|-----|-----|-----------------|--|---|-----------|
| 23 | 韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院 | 407-0024 | 韮崎市本町3-5-3 | 0551-22-1221 | 0551-22-9731 | | | 34 | 137 | 171 | 韮崎市 | 内、呼内、消内、循内、糖内、代内、小、外、呼外、消外、乳外、脳、整、皮、泌、眼、リハ | S23.2.1 | |
| 24 | 北杜市立甲陽病院 | 408-0034 | 北杜市長坂町大八田3954 | 0551-32-3221 | 0551-32-7191 | | 4 | 32 | 86 | 122 | 北杜市 | 内、外、循内、消内、肝・消内、糖泌内、神内、透内、消外、整、小、皮、泌、眼、リハ、脳、婦 | H18.3.15 | |
| 25 | 北杜市立塩川病院 | 408-0114 | 北杜市須玉町藤田773 | 0551-42-2221 | 0551-42-2992 | | | 54 | 54 | 108 | 北杜市 | 内、外、精、循内、消内、呼内、腎内、透内、整、小、皮、泌、眼、リハ、放 | H16.11.1 | |
| 26 | 韮崎東ヶ丘病院 | 407-0175 | 韮崎市穂坂町宮久保1216 | 0551-22-0087 | 0551-22-8474 | 99 | | 48 | | 147 | 医療法人韮崎東ヶ丘病院 | 精、老神、心内 | S39.11.11 | |
| 27 | 医療法人恵信韮崎会 恵信韮崎相互病院 | 407-0005 | 韮崎市一ツ谷1865-1 | 0551-22-2521 | 0551-23-1838 | | | 37 | 27 | 64 | 医療法人恵信韮崎会 | 内、外、整、リハ、透内、腎内、糖内 | H30.3.4 | |
| 28 | 特定医療法人南山会 峡西病院 | 400-0405 | 南アルプス市下宮地421 | 055-282-2151 | 055-284-4886 | 210 | | | | 210 | 医療法人南山会 | 精、老神 | S28.8.1 | |
| 29 | 医療法人弘済会 宮川病院 | 400-0211 | 南アルプス市上今諏訪1750 | 055-282-1107 | 055-282-1108 | | | | 41 | 41 | 医療法人弘済会 | 内、消、外、整 | H9.5.26 | |
| 30 | 巨摩共立病院 | 400-0301 | 南アルプス市桃園340 | 055-283-3131 | 055-282-5614 | | | 48 | 103 | 151 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、眼、リハ、透内 | S40.11.1 | |
| 31 | 医療法人高原会 高原病院 | 400-0422 | 南アルプス市荊沢255 | 055-282-1455 | 055-284-3877 | | | 42 | | 42 | 医療法人高原会 | 内、消、循 | S61.7.1 | |
| 32 | 医療法人徳洲会 白根徳洲会病院 | 400-0213 | 南アルプス市西野2294-2 | 055-284-7711 | 055-284-7721 | | | 54 | 145 | 199 | 医療法人徳洲会 | 内、外、循内、小、婦、脳、整、麻、放、リハ、脳内、消外、腎内、歯口、呼内、呼外、心血、耳 | H13.11.1 | |
| 33 | 峡東 | 山梨市立牧丘病院 | 404-0013 | 山梨市牧丘町窪平302-2 | 0553-35-2025 | 0553-35-4434 | | | | 30 | 30 | 山梨市 | 内、小、外、整、消内 | H17.3.22 |
| 34 | | 甲州市立勝沼病院 | 409-1316 | 甲州市勝沼町勝沼950 | 0553-44-1166 | 0553-44-2906 | | | | 51 | 51 | 甲州市 | 内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ | H17.11.1 |
| 35 | 社会医療法人加納岩 加納岩総合病院 | 405-0018 | 山梨市上神内川1309 | 0553-22-2511 | 0553-23-1872 | | | | | 160 | 160 | 社会医療法人加納岩 | 内、循内、呼内、神内、消内、糖内、腎内、外、消外、血、整、形、脳、皮、泌、婦、眼、麻、耳、リハ、リ・膠 | S27.1.24 |
| 36 | 社会医療法人加納岩 日下部記念病院 | 405-0018 | 山梨市上神内川1363 | 0553-22-0536 | 0553-22-5064 | 282 | | | | | 282 | 社会医療法人加納岩 | 精、老神 | H11.4.1 |
| 37 | 公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院 | 405-0033 | 山梨市落合860 | 0553-23-1311 | 0553-23-0168 | 200 | 4 | | | 293 | 497 | 公益財団法人山梨厚生会 | 内、循内、消内、呼内、腎内、糖内、神内、小、外、消外、肛外、乳外、整、脳、心血、呼外、皮、泌、耳、婦、眼、精、放診、麻、リハ、歯、歯口 | S26.12.26 |
| 38 | 公益財団法人山梨厚生会 塩山市民病院 | 404-0037 | 甲州市塩山西広門田433-1 | 0553-32-5111 | 0553-32-5115 | | | 59 | 120 | 179 | 公益財団法人山梨厚生会 | 内、循内、消内、呼内、漢内、糖代内、内泌内、腎内、神内、小、外、整、脳、皮、泌、眼、耳、婦、リハ、精 | H10.9.14 | |
| 39 | 医療法人社団協友会 笛吹中央病院 | 406-0032 | 笛吹市石和町四日市場47-1 | 055-262-2185 | 055-263-5396 | | | | | 150 | 150 | 医療法人社団協友会 | 内、外、整、脳、眼、耳、消内、消外、呼内、麻、皮、小、リハ | H18.6.3 |
| 40 | 医療法人 石和温泉病院 | 406-0023 | 笛吹市石和町八田330-5 | 055-263-0111 | 055-263-0260 | | | | 193 | 193 | 医療法人石和温泉病院 | 内、神内、外、整、眼、リハ、脳、泌 | S39.8.25 | |
| 41 | 医療法人銀門会 甲州リハビリテーション病院 | 406-0032 | 笛吹市石和町四日市場2031-25 | 055-262-3121 | 055-262-3727 | | | 89 | 91 | 180 | 医療法人銀門会 | 内、精、神内、循内、リ、外、整、脳、リハ、歯 | S62.4.1 | |
| 42 | 医療法人桃花会 一宮温泉病院 | 405-0077 | 笛吹市一宮町坪井1745 | 0553-47-3131 | 0553-47-3434 | | | 46 | 77 | 123 | 医療法人桃花会 | 内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、リハ、歯、糖代内 | S57.4.6 | |
| 43 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 石和共立病院 | 406-0035 | 笛吹市石和町広瀬623 | 055-263-3131 | 055-263-3136 | | | | | 99 | 99 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精 | S46.5.24 |
| 44 | 山梨リハビリテーション病院 | 406-0004 | 笛吹市春日居町小松855 | 0553-26-3030 | 0553-26-4569 | | | 135 | | 135 | 社会医療法人加納岩 | 内、神内、脳、小、整、リハ、 | S43.6.27 | |
| 45 | 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院 | 406-0014 | 笛吹市春日居町国府436 | 0553-26-4126 | 0553-26-4366 | | | 200 | | 200 | 医療法人景雲会 | 内、外、整、リハ、放、脳 | S53.9.1 | |
| 46 | 一般財団法人山梨整形外科更生会 富士温泉病院 | 406-0004 | 笛吹市春日居町小松1177 | 0553-26-3331 | 0553-26-3574 | | | 39 | 152 | 191 | 一般財団法人山梨整形外科更生会 | 内、外、整、脳、耳、リハ、神内、呼外 | S52.11.19 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|----------------------------------|----------|-----------------|--------------|--------------|-----|-------|----|----|-------|-------|--------------------------|--|-----------|
| 47 | 峡 | 身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合立飯富病院 | 409-3423 | 身延町飯富1628 | 0556-42-2322 | 0556-42-3481 | | | | 26 | 61 | 87 | 身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合 | 内、精、外、整、眼、耳、リハ、放、皮、肝外、救 | S29.8.23 |
| 48 | 南 | 峡南医療センター企業団 市川三郷病院 | 409-3601 | 市川三郷町市川大門428-1 | 055-272-3000 | 055-272-0937 | | | | | 90 | 90 | 峡南医療センター 企業団 | 内、外、泌、眼、皮、小、整、脳、耳、リハ、婦、放 | H26.4.1 |
| 49 | | 峡南医療センター企業団 富士川病院 | 400-0601 | 富士川町鯉沢340-1 | 0556-22-3135 | 0556-22-3884 | | 4 | | | 154 | 158 | 峡南医療センター 企業団 | 内、外、整、小、皮、脳、リハ、放、病診、消内、呼内 | H26.4.1 |
| 50 | | 医療法人財団交道会 しもべ病院 | 409-2942 | 身延町下部1063 | 0556-36-1111 | 0556-36-1556 | | | | 94 | | 94 | 医療法人財団交道会 | 内、外、整、皮、リハ、肛外、神内、泌、乳外 | S57.8.9 |
| 51 | | 社団医療法人峡南会 峡南病院 | 400-0601 | 富士川町鯉沢1806 | 0556-22-4411 | 0556-22-6553 | | | | | 40 | 40 | 社団医療法人峡南会 | 内、循内、外、整、肛外、神内 | S32.12.26 |
| 52 | | 公益財団法人 身延山病院 | 409-2531 | 身延町梅平2483-167 | 0556-62-1061 | 0556-62-1306 | | | | 30 | 50 | 80 | 公益財団法人身延山病院 | 内、小、外、整、眼 | S40.6.5 |
| 53 | 富 | 国民健康保険 富士吉田市立病院 | 403-0032 | 富士吉田市上吉田東7-11-1 | 0555-22-4111 | 0555-22-6995 | | 4 | | 50 | 256 | 310 | 富士吉田市 | 内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ、歯口 | H13.5.1 |
| 54 | 士 | 日本赤十字社 山梨赤十字病院 | 401-0301 | 富士河口湖町船津6663-1 | 0555-72-2222 | 0555-73-1385 | | | | 45 | 224 | 269 | 日本赤十字社 | 内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血、消内、腎内、歯口 | H3.7.1 |
| 55 | 東 | 地方独立行政法人 大月市立中央病院 | 401-0015 | 大月市大月町花咲1225 | 0554-22-1251 | 0554-22-3765 | | 4 | | 42 | 151 | 197 | 地方独立行政法人 大月市立中央病院 | 内、小、外、整、脳、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、放、歯口 | H31.4.1 |
| 56 | 部 | 都留市立病院 | 402-0056 | 都留市つる5-1-55 | 0554-45-1811 | 0554-45-2467 | | | | | 140 | 140 | 都留市 | 内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、消外 | H2.4.1 |
| 57 | | 上野原市立病院 | 409-0112 | 上野原市上野原3504-3 | 0554-62-5121 | 0554-63-2469 | | | | | 135 | 135 | 上野原市 | 内、循内、小、外、肛外、整、脳、リハ、放、皮、泌、眼、耳、麻、神内、婦 | H24.10.1 |
| 58 | | 医療法人 回生堂病院 | 402-0005 | 都留市四日市場270 | 0554-43-2291 | 0554-43-5595 | 276 | | | | | 276 | 医療法人回生堂 病院 | 心内、精、神、放 | S30.8.12 |
| 59 | | 公益財団法人三生会 三生会病院 | 409-0112 | 上野原市上野原1185 | 0554-62-3355 | 0554-63-3676 | 260 | | | | | 260 | 公益財団法人三生会 | 精 | S31.11.16 |
| 60 | | 社会医療法人青虎会 ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院 | 402-0005 | 都留市四日市場188 | 0554-45-8861 | 0554-45-8876 | | | | 37 | 37 | 74 | 社会医療法人青虎会 | 整、脳、リハ、外、内 | H14.7.1 |
| 合計 | | | | | | | | 2,273 | 28 | 22 | 2,036 | 6,325 | 10,684 | | |

※診療科目

| |
|--|
| 内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、呼内：呼吸器内科、呼外：呼吸器外科、消：消化器科、消内：消化器内科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科 |
| 胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、循内：循環器内科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、リ・膠：リウマチ・膠原病内科、小：小児科、小外：小児外科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血液・腫瘍内科 |
| 血・腫：血液・腫瘍内科、形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、脳内：脳神経内科、心血：心臓血管外科、腎内：腎臓内科、透内：人工透析内科、肝外：肝臓外科、肝・消内：肝臓・消化器内科、乳外：乳腺外科、乳泌外：乳腺・内分泌外科 |
| 皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、糖内：糖尿病内科、糖泌内：糖尿病・内分泌内科、内泌代：内分泌・代謝内科 |
| 婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科、救：救急科、新：新生児内科 |
| 歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科、麻：麻酔科、頭・耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科、内視外：内視鏡外科、緩ケ内：緩和ケア内科 |

(2) 救急医療機関一覧表

(救急病院)

令和3年2月1日現在

| No. | 保健所 | 病院群輪番制 | 施設名 | 開設者 | 郵便番号 | 所在地 | 電話・FAX | 認定期間の開始日 | 病床数 | 救急病床数 | | 診療科名 | 有効期限(3年) |
|-----|------|--------|------------------------|------------------|----------|----------------|--|-----------|-----|-------|----|--|----------|
| | | | | | | | | | | 専用 | 優先 | | |
| 1 | 甲府 | ○ | 独立行政法人国立病院機構 甲府病院 | 独立行政法人国立病院機構 | 400-8533 | 甲府市天神町11-35 | TEL:055-253-6131 FAX:251-5597 | R2.2.1 | 276 | 5 | 8 | 内、精、呼、消、循、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、麻、神内、消外 | R5.1.31 |
| 2 | 甲府 | ○ | 山梨県立中央病院 | 地方独立行政法人山梨県立病院機構 | 400-0027 | 甲府市富士見1-1-1 | TEL:055-253-7111 FAX:253-8011 | H31.4.1 | 644 | 16 | | 内(呼、消、循、腎、血、内泌)、リ、精、神内、小、新、外、呼外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口 | R4.3.31 |
| 3 | 甲府 | ○ | 市立甲府病院 | 甲府市 | 400-0832 | 甲府市増坪町366 | TEL:055-244-1111 FAX:220-2650 | R2.5.6 | 408 | 7 | | 内、呼内、消内、循内、腎内、内泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内泌外、呼外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯口、緩々内、救 | R5.5.5 |
| 4 | 甲府 | ○ | 独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 400-0025 | 甲府市朝日3-11-16 | TEL:055-252-8831 FAX:253-4735 | R2.4.1 | 168 | 2 | 2 | 内、脳内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内泌代、消外、乳外、病診、リ | R5.3.31 |
| 5 | 甲府 | ○ | 甲府共立病院 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 400-0034 | 甲府市宝1-9-1 | TEL:055-226-3131 FAX:226-9715 | R2.2.1 | 283 | | 8 | 内、脳内、呼内、消内、循内、糖内、腎内、透内、小、外、整、呼外、消外、心血、小外、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨検 | R5.1.31 |
| 6 | 甲府 | ○ | 医療法人社団篠原会 甲府脳神経外科病院 | (医療法人) 篠原会 | 400-0805 | 甲府市酒折1-16-18 | TEL:055-235-0995 FAX:226-9521 | R2.2.1 | 70 | 4 | 2 | 脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整 | R5.1.31 |
| 7 | 甲府 | ○ | 医療法人慈光会 甲府城南病院 | (医療法人) 慈光会 | 400-0831 | 甲府市上町753-1 | TEL:055-241-5811 FAX:241-8660 | H30.6.30 | 298 | 1 | 13 | 内、呼内、消内、循内、脳、呼外、心血、リハ、放 | R3.6.29 |
| 8 | 中北 | × | 医療法人武川会 武川病院 | (医療法人) 武川会 | 409-3852 | 中巨摩郡昭和町飯喰1277 | TEL:055-275-7311 FAX:275-4562 | R2.2.1 | 45 | 1 | | 内、消、外、整、肛、放、麻、呼外、心血、循、婦 | R5.1.31 |
| 9 | 中北 | × | 医療法人社団慈成会 三枝病院 | (医療法人社団) 慈成会 | 400-0111 | 甲斐市竜王新町1440 | TEL:055-279-0222 FAX:279-3042 | R2.2.1 | 116 | | 5 | 内、呼、胃、循、小、放 | R5.1.31 |
| 10 | 中北 | ○ | 山梨大学医学部附属病院 | 国立大学法人 山梨大学 | 409-3821 | 中央市下河東1110 | TEL:055-273-1111 FAX:273-7108 TEL:273-1113夜間 | H30.12.25 | 618 | | 12 | 内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・腫、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放治、放診、歯口、病診、救、リハ、リ・膠 | R3.12.24 |
| 11 | 峡北支所 | ○ | 巨摩共立病院 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 400-0301 | 南アルプス市桃園340 | TEL:055-283-3131 FAX:282-5614 | R2.5.9 | 151 | | 2 | 内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、眼、リハ、透内 | R5.5.8 |
| 12 | 峡北支所 | ○ | 医療法人徳洲会 白根徳洲会病院 | (医療法人) 徳洲会 | 400-0213 | 南アルプス市西野2294-2 | TEL:055-284-7711 FAX:284-7721 | R3.2.7 | 199 | 9 | 4 | 内、外、循内、小、婦、脳、整、麻、放、リハ、脳内、消外、腎内、歯口、呼内、呼外、心血、耳 | R6.2.6 |
| 13 | 峡北支所 | ○ | 韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院 | 韮崎市 | 407-0024 | 韮崎市本町3-5-3 | TEL:0551-22-1221 FAX:22-9731 | R2.2.1 | 171 | 4 | | 内、呼内、消内、循内、糖内、代内、小、外、呼外、消外、乳外、脳、整、皮、泌、眼、リハ | R5.1.31 |
| 14 | 峡北支所 | ○ | 医療法人恵信韮崎会 恵信韮崎相互病院 | (医療法人) 恵信韮崎会 | 407-0024 | 韮崎市一ツ谷1865-1 | TEL:0551-22-2521 FAX:23-0477 | H30.3.4 | 64 | | 2 | 内、外、整、リハ、透内、腎内、糖内 | R3.3.3 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|---|---------------------------|----------------------|----------|--------------------|--|----------|-----|---|---|---|----------|
| 15 | 峡北支所 | ○ | 北杜市立塩川病院 | 北杜市 | 408-0114 | 北杜市須玉町藤田773 | TEL:0551-42-2221 FAX:42-2992 | R1.11.1 | 108 | 5 | 2 | 内、外、精、循内、消内、呼内、腎内、透内、整、小、皮、泌、眼、リハ、放 | R4.10.31 |
| 16 | 峡北支所 | ○ | 北杜市立甲陽病院 | 北杜市 | 408-0034 | 北杜市長坂町大八田3954 | TEL:0551-32-3221 FAX:32-7191 | H30.3.15 | 122 | 3 | 2 | 内、外、循内、消内、肝・消内、糖内、神内、透内、消外、整、小、皮、泌、眼、リハ、脳、婦 | R3.3.14 |
| 17 | 峡東 | ○ | 公益財団法人山梨厚生会塩山市民病院 | 公益財団法人山梨厚生会 | 404-0037 | 甲州市塩山西広門田433-1 | TEL:0553-32-5111 FAX:32-5115 | R1.9.29 | 179 | 2 | 2 | 内、循内、消内、呼内、漢内、糖内、内泌内、腎内、神内、小、外、整、脳、皮、泌、眼、耳、婦、リハ、精 | R4.9.28 |
| 18 | 峡東 | ○ | 公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院 | 公益財団法人山梨厚生会 | 405-0033 | 山梨市落合860 | TEL:0553-23-1311 FAX:23-0168 | R2.2.1 | 497 | 6 | | 内、循内、消内、呼内、腎内、糖内、神内、小、外、消外、肛外、乳外、整、脳、心血、呼外、皮、泌、耳、婦、眼、精、放診、麻、リハ、歯、歯口 | R5.1.31 |
| 19 | 峡東 | ○ | 社会医療法人加納岩加納岩総合病院 | (社会医療法人)加納岩 | 405-0018 | 山梨市上神内川1309 | TEL:0553-22-2511 FAX:23-1872 | H30.5.1 | 160 | 4 | 4 | 内、循内、呼内、神内、消内、糖内、腎内、外、消外、血、整、形、脳、皮、泌、婦、眼、麻、耳、リハ、リ・膠 | R3.4.30 |
| 20 | 峡東 | ○ | 山梨市立牧丘病院 | 山梨市 | 404-0013 | 山梨市牧丘町窪平302-2 | TEL:0553-35-2025 FAX:35-4434 | R2.3.22 | 30 | 2 | - | 内、小、外、整、消内 | R5.3.21 |
| 21 | 峡東 | ○ | 甲州市立勝沼病院 | 甲州市 | 409-1316 | 甲州市勝沼町勝沼950 | TEL:0553-44-1166 FAX:44-2906 | R2.11.1 | 51 | 2 | 2 | 内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ | R5.10.31 |
| 22 | 峡東 | ○ | 医療法人桃花会一宮温泉病院 | (医療法人)桃花会 | 405-0077 | 笛吹市一宮町坪井1745 | TEL:0553-47-3131 FAX:47-3434 | R2.2.1 | 123 | 4 | 4 | 内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、リハ、歯、糖内 | R5.1.31 |
| 23 | 峡東 | ○ | 公益社団法人山梨勤労者医療協会石和共立病院 | 公益社団法人山梨勤労者医療協会 | 406-0035 | 笛吹市石和町広瀬623 | TEL:055-263-3131 FAX:263-3136 | R2.2.23 | 99 | 3 | | 内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精 | R5.2.22 |
| 24 | 峡東 | ○ | 医療法人社協友会笛吹中央病院 | (医療法人社協)協友会 | 406-0032 | 笛吹市石和町四日市場47-1 | TEL:055-262-2185 FAX:263-5396 | H30.8.1 | 150 | 4 | 4 | 内、外、整、脳、眼、耳、消内、消外、呼内、麻、皮、小、リハ | R3.7.31 |
| 25 | 峡東 | ○ | 一般財団法人山梨整肢更生会富士温泉病院 | (一般財団法人)山梨整肢更生会 | 406-0004 | 笛吹市春日居町小松1177 | TEL:0553-26-3331 FAX:26-3574 | H30.4.1 | 191 | 2 | 5 | 内、外、整、脳、耳、リハ、神内、呼外 | R3.3.31 |
| 26 | 峡南 | ○ | 峡南医療センター企業団市川三郷病院 | 峡南医療センター企業団 | 409-3601 | 西八代郡市川三郷町市川大門428-1 | TEL:055-272-3000 FAX:272-0937 | R2.4.1 | 90 | | 3 | 内、外、泌、眼、皮、小、整、脳、耳、リハ、婦、放 | R5.3.31 |
| 27 | 峡南 | ○ | 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院 | 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合 | 409-3423 | 南巨摩郡身延町飯富1628 | TEL:0556-42-2322 FAX:42-3481 | R2.2.1 | 87 | 1 | 4 | 内、精、外、整、眼、耳、リハ、放、皮、肝外、救 | R5.1.31 |
| 28 | 峡南 | ○ | 公益財団法人身延山病院 | 公益財団法人身延山病院 | 409-2595 | 南巨摩郡身延町梅平2483-167 | TEL:0556-62-1061 FAX:62-1306 TEL:0556-62-1063 (夜間・救急) | R2.2.1 | 80 | | 6 | 内、小、外、整、眼 | R5.1.31 |
| 29 | 峡南 | ○ | 峡南医療センター企業団富士川病院 | 峡南医療センター企業団 | 400-0601 | 南巨摩郡富士川町鯉沢340-1 | TEL:0556-22-3135 FAX:22-3884 | R2.4.1 | 158 | 5 | 5 | 内、外、整、小、皮、脳、リハ、放、病診、消内、呼内 | R5.3.31 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|------------|-------------------------|-----------------|----------|------------------------|---------------------------------|----------|-----|----|----|--|---|---------|
| 30 | 峡南 | ○ | 社団医療法人峡南会 峡南病院 | (社団医療法人) 峡南会 | 400-0601 | 南巨摩郡富士川町鯉沢 1806 | TEL:0556-22-4411 FAX:22-6553 | H31.2.27 | 40 | | 8 | 内、循内、外、整、肛外、神内 | R4.2.26 | |
| 31 | 富士 東部 | ○ | 国民健康保険 富士吉田市立病院 | 富士吉田市 | 403-0005 | 富士吉田市上吉田東7- 11-1 | TEL:0555-22-4111 FAX:22-6995 | R1.5.1 | 310 | 16 | 6 | 内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、脳、心 血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、 リ、歯口 | R4.4.30 | |
| 32 | 富士 東部 | ○ | 山梨赤十字病院 | 日本赤十字社 | 401-0301 | 南都留郡富士河口湖町 船津6663-1 | TEL:0555-72-2222 FAX:73-1385 | H30.7.1 | 269 | | 10 | 内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産 婦、眼、耳、リハ、放、麻、心、血、消内、腎内、歯 口 | R3.6.30 | |
| 33 | 富士 東部 | ○ | 地方独立行政法人大月市立 中央病院 | 大月市 | 401-0015 | 大月市大月町花咲1225 | TEL:0554-22-1251 FAX:22-3765 | H31.4.1 | 197 | | 8 | 内、小、外、整、脳、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リ ハ、放、歯口 | R4.3.31 | |
| 34 | 富士 東部 | ○ | 上野原市立病院 | 上野原市 | 409-0112 | 上野原市上野原3504番 地3 | TEL:0554-62-5121 FAX:63-2469 | H30.10.1 | 135 | | 6 | 2 | 内、循内、小、外、肛外、整、脳、リハ、放、皮、 泌、眼、耳、麻、神内、婦 | R3.9.30 |
| 35 | 富士 東部 | ○ | 都留市立病院 | 都留市 | 402-0056 | 都留市つる5-1-55 | TEL:0554-45-1811 FAX:45-2467 | R2.3.25 | 140 | | | 4 | 内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、 耳、リハ、消外 | R5.3.24 |
| 36 | 富士 東部 | × | ツル虎ノ門外科・リハビリテー ション病院 | (医療法人社団) 青虎会 | 402-0005 | 都留市四日市場188 | TEL:0554-45-8861 FAX:45-8876 | R1.9.21 | 74 | | | 6 | 整、脳、リハ、外、内 | R4.9.20 |
| | | ○33 × 3 | 計 36病院 | | | | | | | | | | | |

(救急診療所)

令和3年2月1日現在

| | 保健所 | 施設名 | 開設者 | 郵便番号 | 所在地 | 電話・FAX | 認定期間 の開始日 | 病床数 | 救急病床数 | | 診療科名 | 有効期限 (3年) |
|---|----------|----------------------|----------------------------|----------|---------------------|--|--------------|-----|-------|----|------------|--------------|
| | | | | | | | | | 専用 | 優先 | | |
| 1 | 甲府 | 医療法人立史会 今井整形外科医院 | (医療法人) 立史会 | 400-0814 | 甲府市上阿原町1151 | TEL:055-232-7411 FAX:232-7412 | R2.2.1 | 17 | 1 | 2 | 整 リハ 放 | R5.1.31 |
| 2 | 甲府 | 医療法人社団筋本外科整形 外科医院 | (医療法人社団) 筋本外科整形外科医 院 | 400-0024 | 甲府市北口3-1-1 | TEL:055-253-3532 FAX:251-0483 | R2.2.1 | 19 | 4 | 4 | 外 整 肛 リハ 放 | R5.1.31 |
| 3 | 中北 | 太田整形外科医院 | (医療法人) 太田会 | 409-3867 | 中巨摩郡昭和町清水新 居498 | TEL:055-226-0999 FAX:232-9693 | R2.2.1 | 18 | | 4 | 整 形 リウ リハ | R5.1.31 |
| 4 | 峡北 支所 | 青沼整形外科 | 個人 | 400-0306 | 南アルプス市小笠原16 11-1 | TEL:055-282-0811 FAX:284-4595 | H30.6.2 | 19 | | 6 | 内 整 形 リハ 放 | R3.6.1 |
| 5 | 富東 | 東桂メディカルクリニック | (医療法人社団) 浩央会 | 402-0005 | 都留市十日市場958- 1 | TEL:0554-20-8010 救急用:20-8178 FAX:20-8203 | R1.9.14 | 19 | 1 | | 内 消 泌 小 皮 | R4.9.13 |
| | | 計 5 診療所 | | | | | | | | | | |

(3) 医薬品等の保管場所一覧表

ア 救急医薬品等保管場所

| 地区医師会 | 配 置 場 所 | 電話番号 |
|---------|----------------------------|--------------|
| 甲府市医師会 | 甲府市太田町9-1 中北保健所 | 055-237-1381 |
| 中巨摩医師会 | 南アルプス市山寺35-4中巨摩医師会事務局 | 055-283-3472 |
| 北巨摩医師会 | 韮崎市本町4-2-4中北保健所 | 0551-23-3074 |
| 東山梨医師会 | 山梨市下井尻126-1峡東保健所 | 0553-20-2752 |
| 笛吹市医師会 | | |
| 西八代郡医師会 | 西八代郡市川三郷町高田2458立川医院 | 055-272-0003 |
| 南巨摩郡医師会 | 南巨摩郡富士川町鯨沢1806峡南病院 | 0556-22-4411 |
| | 南巨摩郡身延町梅平2483身延山病院 | 0556-62-1061 |
| 富士吉田医師会 | 富士吉田市緑ヶ丘2-7-21富士北麓総合医療センター | 0555-24-3747 |
| 都留医師会 | 都留市中央2-3-5大戸内科医院 | 0554-45-3188 |
| 北都留医師会 | 大月市大月町花咲10大月市総合福祉センター | 0554-23-2001 |

イ ガスえそウマ抗毒素保管場所

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------------|----------------|--------------|
| (株)メディセオ山梨営業部 | 中央市山之神流通団地北2 | 055-273-8911 |
| 東邦薬品(株)山梨営業部 | 甲府市德行4-13-30 | 055-228-7211 |
| (公社) 富士五湖薬剤師会救急長調剤局 | 富士吉田市緑ヶ丘2-7-21 | 0555-21-1516 |

ウ 医薬品等の調達先関係団体

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----------------|---------------------------------|--------------|
| (一社) 山梨県薬剤師会 | 甲府市富士見1-2-4 | 055-254-3400 |
| 山梨県医薬品卸協同組合 | 中央市流通団地3-7-3 (株) スズケン甲府営業部内) | 055-273-6528 |
| 山梨県医療機器販売業協会 | 中央市乙黒107番6号 (豊前医化(株)内) | 055-274-8800 |
| 日本産業医療ガス協会山梨県支部 | 南アルプス市下今諏訪423 (日東物産(株)内) | 055-282-2141 |
| 関東甲信越臨床検査薬卸連合会 | 群馬県高崎市大八木町801番地 (高信化学(株)内) | 027-361-3221 |

(4) 第二種感染症指定医療機関一覧表

| 二次医療圏名 | 医療機関名 | 所在地 | 病床数 |
|--------|--------------------------|-------------------------------|-----|
| 中北 | 市立甲府病院 | 甲府市増坪 366 | 6 |
| 中北 | 北杜市立甲陽病院 | 北杜市長坂町 大八田 3954 | 4 |
| 峡東 | (公財)山梨厚生会 山梨厚生病院 | 山梨市落合 860 | 4 |
| 峡南 | 峡南医療センター企 業団 富士川病院 | 富士川町鯉沢 340-1 | 4 |
| 富士・東部 | 国民健康保険 富士吉田市立病院 | 富士吉田市 上吉田 7 丁目 11 番 1 号 | 4 |
| 富士・東部 | 大月市立中央病院 | 大月市大月町 花咲 1225 | 4 |

(5) 災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定書

山梨県知事望月幸明（以下「甲」という。）と山梨県医薬品卸協同組合理事長小林岩水（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は次に掲げる場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は、関係都道府県から、医薬品等の調達あっせんを要請されたとき。

（調達医薬品等の範囲）

第2 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

- (1) 別表に掲げる医薬品等
- (2) その他甲が特に指定する医薬品等

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書を持って行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。（別紙1）

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を主管課長に確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を主管課長に連絡するものとする。（別紙2）

（価格）

第5 医薬品等の価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡までの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第6 医薬品等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

（代金の支払）

第7 甲が引き取った医薬品等の代金は、引取後、乙の請求によりすみやかに支払うものとする。

（在庫調査）

第8 乙は、毎年6月1日、9月1日、12月1日、3月1日現在の医薬品等の在庫調査を行うものとする。

（協議）

第9 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10 この協定は、昭和57年4月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和57年4月20日

甲 甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県知事 望月幸明

乙 甲府市丸の内三丁目16-1

山梨県医薬品卸協同組合 理事長 小林岩水

災害用医薬品等備蓄数量

| 番号 | 区分 | 品 目 名 | 規 格 等 | | | 数量 |
|----|---------------|-------------------|-------------|--------------|--------|-------|
| | | | 剤型 | 規 格 | 包装単位 | |
| 1 | 抗生物質製剤 | ニューキノロン製剤 | 内 | 500mg | 50 T | 40 箱 |
| 2 | | セフェム系経口剤 | 内 | 100mg | 100 T | 20 箱 |
| 3 | | マクロライド系経口剤 | 内 | 200mg | 100 T | 20 箱 |
| 4 | | ペニシリン系注射剤 | 注 | 1g/バッグ | 10 袋 | 100 箱 |
| | | | 注 | 2g/バッグ | 10 袋 | 100 箱 |
| 5 | | セファロsporin系注射剤 | 注 | 2gキット | 10 キット | 100 箱 |
| | | | 注 | 1g/バッグ | 10 袋 | 100 箱 |
| 6 | アミノグリコシド系注射剤 | 注 | 200mg | 10 A | 100 箱 | |
| 7 | 外用抗生物質製剤 | 外 | 30mg/5g×10 | 100 本 | 2 箱 | |
| 8 | 抗インフルエンザウイルス薬 | リン酸オセルタミビル経口剤 | 内 | 75mg | 100 P | 6 箱 |
| 9 | 解熱鎮痛消炎剤 | 解熱鎮痛消炎経口剤 | 内 | 60mg | 100 T | 35 箱 |
| 10 | | 解熱鎮痛消炎注射剤 | 注 | 25% 2mℓ | 50 A | 40 箱 |
| 11 | | 解熱鎮痛消炎坐薬剤 | 外 | 25mg | 50 個 | 20 箱 |
| | | | 外 | 50mg | 50 個 | 20 箱 |
| 12 | 解熱鎮痛消炎外用剤 | 外 | 1枚中 40mg | 120 枚 | 40 箱 | |
| 13 | 強心剤 | ジギタリス系経口剤 | 内 | 0.125mg | 100 T | 14 箱 |
| | | | 内 | 0.25mg | 100 T | 14 箱 |
| 14 | ジギタリス系注射剤 | 注 | 0.25mg | 50 A | 14 箱 | |
| 15 | 止血剤 | 経口用トロンピン末 | 内 | 10000単位1g | 30 包 | 5 箱 |
| 16 | | カルバゾクロム系経口剤 | 内 | 30mg | 100 T | 10 箱 |
| 17 | | 抗プラスミン剤経口剤 | 内 | 250mg | 100 T | 10 箱 |
| 18 | | カルバゾクロム系注射剤 | 注 | 25mg/5ml | 50 A | 20 箱 |
| 19 | | 抗プラスミン剤注射剤 | 注 | 5%/5ml | 50 A | 20 箱 |
| 20 | 止血剤外用 | 外 | 5cm×2.5cm | 3 枚 | 20 箱 | |
| 21 | 鎮けい剤 | 臭化ブチルスコポラミン錠 | 内 | 10mg | 100 T | 14 箱 |
| 22 | | 臭化ブチルスコポラミン注射剤 | 注 | 20mg/A | 50 A | 20 箱 |
| 23 | 止瀉・ 整腸剤 | (局) タンニン酸アルブミン剤 | 内 | 500g | 1 個 | 5 個 |
| 24 | | ペルベリン系製剤 | 内 | 1mg | 100 P | 20 箱 |
| 25 | | 活性生菌製剤 | 内 | 1g/P | 1200 P | 10 箱 |
| 26 | 局所 麻酔剤 | キシリジン系製剤 | 注 | 1%/100mℓ | 1 本 | 50 個 |
| 27 | | キシリジン系注射剤 | 注 | 2%/2mℓ | 20 A | 50 箱 |
| 28 | 昇圧剤 | エピネフリン注射剤 | 注 | 0.1%/100ml | 1 本 | 5 本 |
| 29 | | 塩酸エチレフリン注射剤 | 注 | 10mg/1ml | 50 A | 8 箱 |
| 30 | | 塩酸ドパミン注射剤 | 注 | 100mg/5mℓ | 10 A | 30 箱 |
| 31 | 補 液 剤 | ブドウ糖注射液 | 注 | 20%/20mℓ | 50 A | 28 箱 |
| 32 | | ブドウ糖注射液 | 注 | 5%/500mℓ | 20 本 | 35 箱 |
| 33 | | 生理食塩液 | 注 | 500mℓ | 20 本 | 70 箱 |
| 34 | | 生理食塩液 | 注 | 1000mℓ | 10 本 | 140 箱 |
| 35 | | 乳酸リンゲル液 | 注 | 500mℓ | 20 本 | 30 箱 |
| 36 | ホルモン剤 | インシュリン注射剤 | 注 | 速効性キット製剤 | 2 本 | 50 箱 |
| 37 | | 副腎皮質ホルモン経口剤 | 内 | 5mg | 100 T | 6 箱 |
| 38 | | コルチゾン系注射剤 | 注 | 100mg | 5 V | 30 箱 |
| | | | 注 | 10mg | 50 A | 8 箱 |
| 39 | プレドニゾン系注射剤 | 注 | 125mg | 5 V | 20 箱 | |
| 40 | 生物学的製剤 | 沈降破傷風トキソイド | 注 | 0.5mℓ | 4 V | 25 箱 |
| 41 | 消毒剤 | (局)希ヨードチンキ | 外 | 500mℓ | 1 本 | 50 本 |
| 42 | | (局)オキシドール | 外 | 500mℓ | 1 本 | 50 本 |
| 43 | | (局)消毒用エタノール | 外 | 500mℓ | 1 本 | 120 本 |
| 44 | | ポビドンヨード液 | 外 | 10%/250mℓ | 1 本 | 80 本 |
| 45 | | (局)塩化ベンザルコニウム液 | 外 | 10%/500mℓ | 1 本 | 140 本 |
| 46 | | (局)グルコン酸クロルヘキシジン液 | 外 | 20%/500mℓ | 1 本 | 150 本 |
| 47 | | その他 手指消毒剤 | 外 | 0.2%/500mℓ | 1 本 | 140 本 |
| | 外 | | 0.2%/1000mℓ | 1 本 | 40 本 | |
| 48 | その他 | 胃腸薬 | 内 | 40%/0.5g | 1200 包 | 2 箱 |
| 49 | | 含嗽用剤 | 内 | 2g | 1000 包 | 3 箱 |
| 50 | | 注射用蒸留水 | 注 | 500mℓ | 20 V | 27 箱 |
| 51 | 医療機器等 | 絆創膏 | その他 | 9.9mm×10m | 10 個 | 8 箱 |
| 52 | | 三角巾 | その他 | 大、中入り | 1 組 | 180 組 |
| 53 | | 滅菌ガーゼ | その他 | 5cm×5cm | 100 枚 | 90 箱 |
| 54 | | 伸縮ホータイ | その他 | 幅 5cm×9m | 10 巻 | 60 箱 |
| 55 | | 脱脂綿 | その他 | 4cm×4cm/500g | 1 個 | 100 個 |
| 56 | | 紙おむつ | その他 | 大人(L) | 30 枚 | 300 個 |
| 57 | | 紙おむつ | その他 | 子供 | 240 枚 | 200 個 |
| 58 | | 生理用品 | その他 | | 10 枚 | 200 個 |
| 59 | | デイスボシリンジ針付 | その他 | 5mℓ | 100 本 | 10 箱 |
| 60 | | デイスボシリンジ針付 | その他 | 10mℓ | 100 本 | 10 箱 |
| 61 | | 輸液セット | その他 | デイスボ | 50 本 | 20 箱 |

(6) 災害医療救護活動備品配備一覧表

| 備品名 保健所名 | 担 架 (台) | 簡易ベット (毛氈) (台) | 発電機・投光 器 (台) | 災害用救急医療ベット(7点ベット) (組) | 災害用救急医療ベット(3点ベット) (組) | 災害用救急医療ベット(携 帯型) (組) |
|-------------|------------|----------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 中北保健所 | 13 | 15 | 各2 | 2 | 1 | 9 |
| 峡東保健所 | 8 | 10 | 各1 | 1 | 1 | 6 |
| 峡南保健所 | 8 | 5 | 各1 | | 1 | 3 |
| 富士・東部保健所 | 7 | 12 | 各1 | | 2 | 6 |
| 計 | 36 | 42 | 各5 | 3 | 5 | 24 |

6 災害時食糧供給対策実施マニュアル

(1) 災害時における食糧供給対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、地震、風水害等の非常災害が発生した場合又はおそれがある場合であって、知事又は市町村長が被災者及び災害救助従事者（以下「被災者等」という。）を対象とする炊出し等の給食を行うため供給する米穀（以下「応急用米穀」という。）並びに、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀（以下「災害救助用米穀」という。）の救急引渡につき、山梨県地域防災計画一般災害編第3章第11節の5食糧供給対策、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）（以下「販売要領」という。）第4章第11の2災害救助用米穀の引渡方法に基づく事務処理の円滑化を図るための具体的方策を定めるものである。

(組織)

第2 災害時における食糧供給の組織は、山梨県地域防災計画一般災害編第3章第10節の5災害救助法による救助、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達及び販売要領によるもののほか、本要領別紙1「組織及び業務分担表」に定めるところによるものとする。

(業務)

第3 応急用米穀並びに災害救助用米穀の調達・供給業務に従事する第2に規定する組織に係る職員（以下「職員」という。）は、関係機関との密接な連携を図り業務を遂行するものとする。

2 職員は、この要領の定めによりがたい事態が発生した場合には、災害対策本部長の指示により、業務を遂行するものとする。

3 職員は、前記2の指示によりがたい場合には、この要領の趣旨に照らし、最も適切と思われる措置を講ずることができるものとする。

4 職員は、前記3の措置を行った場合は、業務終了後速やかに経過措置の内容及び状況等を災害対策本部長へ報告するものとする。

(応急用米穀及び災害救助用米穀の調達、供給方法)

第4 応急用米穀及び災害救助用米穀の調達・供給は、被害の大小及び被災地の広狭等を勘案のうえ、次の各項に定めるところによる。また、交通・通信手段等の途絶がある場合は、本要領別紙2（以下「連絡方法図」という。）によるものとし、本要領第3の業務を遂行するものとする。

(1) 応急用米穀の調達・供給

災害救助法発動までには至らない災害の場合（災害発生時より災害救助法発動時までの期間を含む。）

① 山梨県地域防災計画一般災害編第3章第10節5災害救助法による救助により該当市町村長が米穀販売業者等からの調達・供給体制を整え実施するものとする。

② 市町村長は、当面の手当として本要領第5に定める基準で供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。

③ 市町村長は、前記②の供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

(2) 災害救助用米穀の調達・供給

① 調達・供給を行う者

災害救助法発動時であるので同法第3条、第4条、第18条及び細則の規定により県及び市町村が実施し、関係団体等と連絡のうえ、調達・供給を行うものとする。

また、災害救助用米穀の輸送については市町村長がこれを行うが、関係機関は実施できる範囲においてこれを援助するものとする。

② 引渡要請

ア 市町村長と知事との間で連絡がつく場合

(ア) 市町村長は、災害救助用米穀を必要とする場合は、希望数量、引渡場所及び引渡方法等を把握のうえ災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(イ) 前記(ア)の要請を受けた知事は、農林水産省農政局長(以下「農政局長」という。)に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者名、連絡先等を農政局長(担当者)へ電話に併せてFAX又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書(様式2)により要請するものとする。

イ 市町村長と知事との間で連絡がつかない場合

(ア) 市町村は、政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者名、連絡先等を農政局長(担当者)へ電話に併せてFAX又はメールで連絡するものとする。

(イ) 前記(ア)の連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(ウ) 前記(イ)の要請を受けた知事は、農政局長に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報(希望数量、引渡場所及び引渡方法等)、担当者名、連絡先等を農政局長(担当者)へ電話に併せてFAX又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書(様式2)により要請するものとする。

③ 引渡

ア 引渡要請を受けた農政局長は、受託事業者及び県又は市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

イ 農政局長は、アの調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書により契約を締結する。

ウ 農政局長は、イの契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事が指定する市町村に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(災害用米穀の供給基準)

第5 災害時において、被災者等に対し供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり200玄米グラム(精米180グラム)とする。

附則 この要領は、平成7年9月14日より施行する。

この要領は、平成9年8月11日より施行する。

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

この要領は、平成18年9月19日より施行する。

この要領は、平成23年3月30日より施行する。

この要領は、平成24年5月10日より施行する。

この要領は、平成26年8月29日より施行する。

この要領は、平成30年1月30日より施行する。

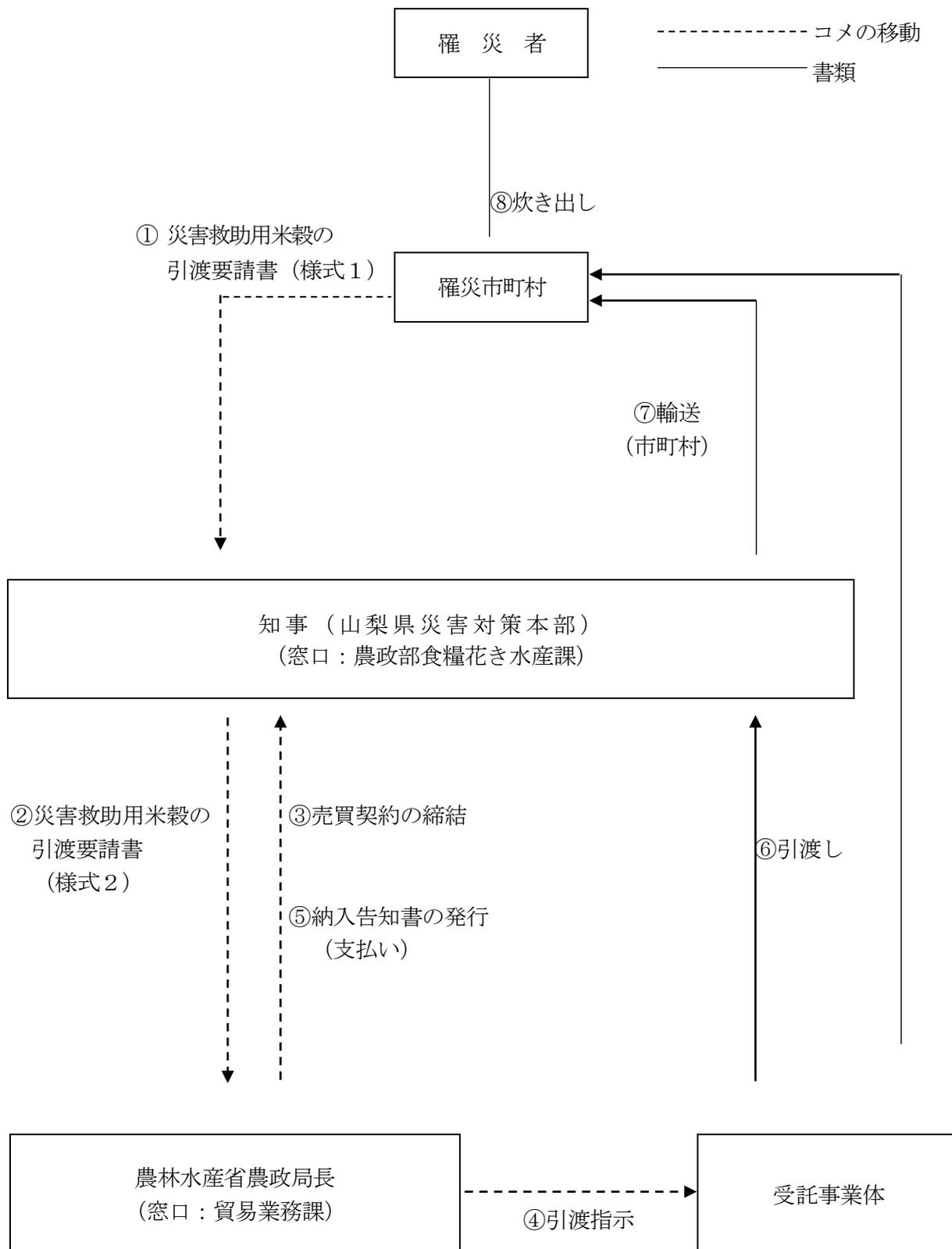
この要領は、令和元年10月1日より施行する。

この要領は、令和2年6月5日より施行する。

別紙1 組織及び業務分担表

| 組 織 員 | 業 務 分 担 |
|-------------------------|---|
| 被 災 市 町 村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用米穀等の確保 ・ 災害救助米穀等の調達供給 ・ 同米穀の緊急引渡処理（輸送） |
| 山 梨 県 (農政部食糧花き水産課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体との連絡調整 ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡処理 ・ 売買契約関係事務 |
| 農 林 水 産 省 (農政局貿易業務課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧等の確保と供給措置 ・ 各団体との連絡調整 ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡指示 ・ 主要食糧の県内在庫状況の把握 |
| 受 託 事 業 体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡 |

別紙2 連絡方法図



様式1

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市町村長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量(kg) | 引渡希望時期 | 引渡場所 | 引渡方法 | 備考 |
|------------|--------|------|------|----|
| | | | | |

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式2

番 号
年 月 日

農林水産省農政局長 殿

山 梨 県 知 事 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量(kg) | 引渡希望時期 | 引渡場所 | 引渡方法 | 備考 |
|------------|--------|------|------|----|
| | | | | |

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

7 生活必需物資の調達に係る協定

(1)生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社岡島（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月18日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 山梨県甲府市丸の内一丁目21番15号
株式会社岡島
代表取締役 雨宮 潔

(第1号様式)

年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社岡島
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1547
担当

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社岡島
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

【株式会社岡島】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社岡島
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品 名 | 調達可能数量 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。

(2) 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における県民生活の安定を図るため、生活必需物資の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、生活必需物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(生活必需物資の調達)

第2条 甲及び乙は、日頃より連携し、災害時に必要な生活必需物資の調達及び安定供給を行うために必要な体制の整備に務めるものとする。

2 乙は、本協定の目的を達成するため、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）に対して必要な要請を行うとともに、乙が加盟する連合会等と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に務めるものとする。

3 甲は、会員生協が市町村と災害時の生活必需物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を支援するものとする。

(要請)

第3条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達あっせんを要請されたとき。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の措置を講じた場合には、その状況を調達可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(引渡し)

第8条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1)引渡しの日時及び場所

(2)引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合は、第17条に基づき協議を行う。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時における市民ボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第12条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を行うものとする。

(防災意識の向上)

第13条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に生活必需物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第14条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(その他必要な支援)

第15条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第16条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに甲乙いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第19条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれかが解約日1ヵ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 後藤 齋

乙 甲府市落合町59-2

山梨県生活協同組合連合会

会 長 志 村 宏 司

(別紙 第1号様式) ※県「災害対策本部」設置の場合は別に定める様式による

平成 年 月 日

山梨県生活協同組合連合会
会長 殿

山梨県知事 印

災害時における物資の供給要請について

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書第5条に基づき、次のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第6条第2項の規定により報告願います。

物資発注書

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※要請数量は1日あたりの数量とする。

(問い合わせ先)
山梨県県民生活部消費生活安全課
消費生活担当 電話
FAX
担当者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県生活協同組合連合会
会長 印
(担当部署)

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書第6条第2項に基づき、次のとおり報告します。

調達可能数量・措置の状況報告書

| 調達可能(実施)年 月日 | 調達可能(出荷)品目 | 調達可能(出荷) 数量 | 搬入場所及び 搬入方法 |
|-----------------|------------|----------------|----------------|
| | | | |

※調達可能数量は1日あたりの数量とする。
※搬入方法は陸路・空路・海路の別を記入

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| 項目 | 第1連絡者 | 第2連絡者 |
|-------|-------|-------|
| 職・氏名 | | |
| TEL | | |
| 携帯TEL | | |
| FAX | | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡者 | 第2連絡者 |
|-------|-------|-------|
| 職・氏名 | | |
| TEL | | |
| 携帯TEL | | |
| FAX | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・休日：日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日

【山梨県生活協同組合連合会】

1 連絡責任者

| 項目 | 第1連絡者 | 第2連絡者 |
|-------|-------|-------|
| 職・氏名 | | |
| TEL | | |
| 携帯TEL | | |
| FAX | | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡者 | 第2連絡者 |
|-------|-------|-------|
| 職・氏名 | | |
| TEL | | |
| 携帯TEL | | |
| FAX | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前9時～午後5時
- ・休日：日曜日及び土曜日、12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。ただし、甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する等の事情により甲の要請に応えられない場合は、この限りではない。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に要する費用は、

甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次の掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（加盟店の協力等）

第10条 乙は、自己の加盟店及び乙の関係者（配送業者等）にこの協定の履行について協力を求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等の制約から履行することが困難な場合はこの限りではない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成20年6月24日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月24日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新波剛史

(4) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次の掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じ

たときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙様式第4号)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年9月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社 ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

(5) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬費用は甲が負担するものとし、その価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手

方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年11月5日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月5日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 山口俊郎

(6) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社 デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じ

たときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成21年2月27日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 2月27日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内 正 明

乙 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社 デイリーヤマザキ
代表取締役社長 田 嶋 誠

(7) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 第4条第2項の規定により乙の報告の対象となる食料品、飲料水及び日用品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に要する費用は、甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬に要する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引渡を受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請

求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。
なお、期限内に支払うことが不可能な場合は、第11条の規定に基づく協議を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
ユニ株式会社 業務本部
専務取締役 本部長
松田邦男

(8) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と DCM くらがねや株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（1）食料品

（2）飲料水

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 甲の要請は、物資発注書（別紙第 1 号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第 4 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第 5 条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第 6 条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲府市中小河原一丁目13番18号
DCMくろがねや株式会社
代表取締役 堀込 丹

(9) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社オギノ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲府市徳行一丁目2番18号
株式会社オギノ
代表取締役社長 荻野寛二

(10) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県中央市若宮50番地1
株式会社いちやまマート
代表取締役 三科雅嗣

(11) 災害時における飲料供給に関する協定書

山梨県（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

第3条（災害時における飲料供給に及び要請方法）

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第4条（飲料供給の範囲及び数量）

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

第5条（飲料の運搬、引渡）

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村長に代行させることができる。

第6条（費用）

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条（連絡窓口）

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契

約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第9条（協議）

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年6月23日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長
栗原信裕

(12) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社山梨さえき（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第6条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告

するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県富士吉田市下吉田5850番地の1
株式会社山梨さえき
代表取締役 桑原孝正

(13) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社アマノ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告

するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲斐市篠原1433番地
株式会社アマノ
代表取締役 天野晴夫

(14) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）及びマックスバリュ東海株式会社（以下「丙」という。）とは、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙及び丙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙及び丙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙及び丙又は乙若しくは丙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び丙又は乙若しくは丙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙及び丙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙及び丙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

- 2 乙及び丙が供給する物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙及び丙の商品配送業務の範囲内においては、乙及び丙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙及び丙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲と乙及び丙が協議の上、乙及び丙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙及び丙の運搬に要した費用は、乙

及び丙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲乙丙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙及び丙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに甲乙丙いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙丙いずれかが解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年2月7日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンリテール株式会社
執行役員 関東カンパニー支社長
高橋正晴

丙 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 寺嶋晋

(15) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲信食糧株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に

基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県中央市山之神流通団地2-1-2
甲信食糧株式会社
代表取締役 中込武文

(16) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あつせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に

基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 7月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役 醍醐茂夫

(第1号様式)

平成 年 月 日

物資発注書

株式会社ケーヨー
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

平成 年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社ケーヨー
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)海路

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【株式会社ケーヨー】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

平成 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社ケーヨー
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、平成 年 月 日現在の物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品 名 | 調達可能数量 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。

(17) 災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定書

(目的)

第1条 山梨県(以下「甲」という。)と山梨県石油協同組合(以下「乙」という。)とは、大規模災害等の発生時において、救援活動等を行う緊急車両等や災害拠点病院などの災害対策上重要な施設への燃料供給を中核給油所及び小口配送拠点において実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(供給への協力要請)

第2条 災害時等において、甲は乙に対して次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の供給

(2) 災害拠点病院や庁舎、通信設備など甲が指定する災害対策上重要な施設への石油類の供給。この場合、乙は可能な範囲において乙の組合員の有する配送手段により配送を行うものとする。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、協力するものとする。ただし、通信の途絶等により甲が要請を行うことができない場合は、乙は甲の協力要請を待たずに前条に規定する要請を実施するものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施)

第4条 甲及び乙は協力して、資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄事業(以下「製品備蓄事業」という。)を推進するものとし、乙は必要な燃料を備蓄するものとする。

2 乙は、製品備蓄した石油製品の供給については、第2条第1項の規定による燃料の供給に限るよう、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96条)第27条第1項第5号の規定及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件(経済産業省告示第243号)に基づき告示された石油販売事業者(中核給油所及び小口配送拠点)を指導するものとする。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給等を受けた者が負担するものとする。

2 製品備蓄事業における2年目以降の必要な経費については、甲が乙と協議の上決定するものとする。

(連絡責任者の指定)

第6条 甲と乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲と乙は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲

乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成26年11月4日

(甲) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

(乙) 山梨県甲府市中央四丁目12番21号
山梨県石油協同組合
理事長

(18) 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨中央水産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う物資の要請及び乙が甲に対して行う物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（物資の調達に関する要請）

第2条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 甲の要請は、発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、発注書による要請の暇がないときは、口頭により要請し、その後速やかに発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況について、報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）引渡しの日時及び場所

（2）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう必要な措置を講じるものとする。

（費用負担等）

第8条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務

の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができるものとする。

(費用の支払)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第12条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の運用に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(様式第3号)により乙及び甲に報告するものとする。また、変更があった場合についても同様とする。

(保有数量報告)

第11条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの間とする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協定の改訂)

第14条 この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができるものとする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年6月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎

乙 山梨県甲府市国母6丁目5番1号
山梨中央水産株式会社 代表取締役社長 仙洞田 寿

(19) 生活必需物資及び医薬品の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものと

する。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数両報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月25日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 栃木県小山市卒島1293
株式会社カワチ薬品
代表取締役 河内 伸二

(20) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの

物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するも

のとする。

(保有数両報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目
13番1号
株式会社LIXILビバ
代表取締役 渡 邊 修

(第1号様式)

年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社 L I X I L ビバ
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1547
担当

(第2号様式)

年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社 L I X I L ビバ
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

2. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ) その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア) 陸路 (イ) 空路 (ウ) その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

【株式会社LIXILビバ】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社LIXILビバ
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品 名 | 調達可能数量 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。

(21)生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみ

やかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（保有数量報告）

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書（別紙第4号様式）により、甲に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月3日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松 本 忠 久

(第1号様式)

令和 年 月 日

物資発注書

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

令和 年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

3. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【ウエルシア薬局株式会社】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

令和 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、令和 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品名 | 保有数量 | 備考 |
|----|------|----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。

(22) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの

物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものと

する。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月14日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎

(第1号様式)

年 月 日

物 資 発 注 書

イオンビッグ株式会社
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

イオンビッグ株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

4. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【イオンビッグ株式会社】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

イオンビッグ株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、年 月 日現在の物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品 名 | 調達可能数量 | 備 考 |
|-----|--------|-----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。

(23) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。た

だし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するも

のとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月16日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

(第1号様式)

令和 年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社コスモス薬品
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社コスモス薬品
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

5. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | |
|--|--------|---|--------|
| 品名 | 調達可能数量 | 品名 | 調達可能数量 |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | |
| おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他 | | おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他 | |
| 石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () () | | | |

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【株式会社コスモス薬品】

1 連絡責任者

| | |
|-------|--|
| 役職・氏名 | |
| T E L | |
| 携帯TEL | |
| F A X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-------|-------|-------|
| 役職・氏名 | | |
| T E L | | |
| 携帯TEL | | |
| F A X | | |

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

令和 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社コスモス薬品
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、令和 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

| 品名 | 保有数量 | 備考 |
|----|------|----|
| | | |

(注) 数量については、単位を付してください。